

陳 情 書 綴

(陳情第 37 号～第 67 号)

令和 6 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 37号	核兵器禁止条約について……………	1
陳情第 38号	介護報酬等について……………	3
陳情第 39号	人権侵害について……………	5
陳情第 40号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 42号	障害者施策等の充実について……………	17
陳情第 43号	行政にかかる諸問題について……………	27
陳情第 44号	行政にかかる諸問題について……………	31

(議会運営委員会)

陳情第 45号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第 46号	放課後施策等について……………	45

(総務財政委員会)

陳情第 40号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 42号	障害者施策等の充実について……………	17
陳情第 45号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第 47号	大阪・関西万博について……………	47

(市民人権委員会)

陳情第 40号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 42号	障害者施策等の充実について……………	17
陳情第 43号	行政にかかる諸問題について……………	27
陳情第 45号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第 48号	障害者施策等の充実について……………	51

(健康福祉委員会)

陳情第 40号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 42号	障害者施策等の充実について……………	17

陳情第 4 3 号	行政にかかる諸問題について	2 7
陳情第 4 4 号	行政にかかる諸問題について	3 1
陳情第 4 5 号	行政にかかる諸問題について	3 9
陳情第 4 8 号	障害者施策等の充実について	5 1
陳情第 4 9 号	市立老人福祉センターの入浴事業について	5 5
陳情第 5 0 号	市立老人福祉センターの入浴事業について	5 7
陳情第 5 1 号	市立老人福祉センターの入浴施設について	5 9
陳情第 5 2 号	南区役所生活援護課について	6 1
陳情第 5 3 号	新型コロナウイルスワクチンについて	6 7
陳情第 5 4 号	子どもの権利条例について	7 1
陳情第 5 5 号	大浜北町市有地活用事業について	7 3
陳情第 5 6 号	大浜北町市有地活用事業について	7 5
陳情第 5 7 号	行政にかかる諸問題について	7 7

(産業環境委員会)

陳情第 4 0 号	行政にかかる諸問題について	7
陳情第 4 5 号	行政にかかる諸問題について	3 9
陳情第 4 7 号	大阪・関西万博について	4 7
陳情第 5 8 号	工場立地について	8 3
陳情第 5 9 号	堺環濠都市北部地区について	8 5

(建設委員会)

陳情第 4 1 号	行政にかかる諸問題について	1 1
陳情第 4 2 号	障害者施策等の充実について	1 7
陳情第 4 5 号	行政にかかる諸問題について	3 9
陳情第 5 5 号	大浜北町市有地活用事業について	7 3
陳情第 5 6 号	大浜北町市有地活用事業について	7 5
陳情第 5 7 号	行政にかかる諸問題について	7 7
陳情第 5 9 号	堺環濠都市北部地区について	8 5
陳情第 6 0 号	堺旧港親水護岸について	9 1
陳情第 6 1 号	公園の水道施設について	9 3

(文教委員会)

陳情第 4 0 号	行政にかかる諸問題について	7
陳情第 4 1 号	行政にかかる諸問題について	1 1
陳情第 4 2 号	障害者施策等の充実について	1 7
陳情第 4 3 号	行政にかかる諸問題について	2 7

陳情第	44号	行政にかかる諸問題について.....	31
陳情第	45号	行政にかかる諸問題について.....	39
陳情第	46号	放課後施策等について.....	45
陳情第	48号	障害者施策等の充実について.....	51
陳情第	62号	図書館行政について.....	95
陳情第	63号	図書館行政について.....	97
陳情第	64号	図書館行政について.....	99
陳情第	65号	学校図書館について.....	103
陳情第	66号	支援学校について.....	105
陳情第	67号	放課後施策について.....	109

核兵器禁止条約について

陳 情 者 大阪市中心区
原水爆禁止大阪府協議会
理事長 川 辺 和 宏

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める自治体議会意見書採択のお願い

陳情の内容

日頃から、地域住民の生活を守るために、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、ご存じのように2021年1月22日、核兵器の保有や使用、使用の威嚇などを包括的に禁じる核兵器禁止条約が発効しました。歴史的な条約を力に、「核兵器のない世界」への道を切り開く、新しい時代が始まります。

「歴史の中に記録される日になる」「希望の朝です」—禁止条約が発効したその22日には、被爆者から喜びの声が次々と上がりました。被爆者の長年の訴えが、世界の国々を動かし、禁止条約を実現しました。アントニオ・グデレス国連事務総長は「発効はこれらの人々の長きにわたる活動への賛辞です」と述べました。

核兵器禁止条約の発効によって、核兵器の使用や開発の動きが、これまで以上に厳しく非難されるのは必至です。広島と長崎の原爆投下以来、世界の反核世論は、核兵器の使用を許しませんでした。禁止条約という法規範が、核使用の手を一層強く縛ることになります。

さらに、核保有国の軍事行動自体も制約されます。核兵器を搭載した艦船、航空機の領域内の航行の権利を認めてきたパラオや核弾頭ミサイル実験場をロシアに提供してきたカザフスタンも禁止条約を批准しました。条約への参加国が増えるにつれて、核保有国の戦略はさまざまな障害に直面することは間違いありません。

核兵器禁止条約は現在93か国が署名し、70か国が批准しています。しかし、残念ながら日本政府はいまだ核兵器禁止条約に署名・批准をしておりません。すでに核兵器禁止条約第1回締約国会議と2回締約国会議も開催されました。2025年3月には第3回締約国会議も予定されています。

世論調査では、国民の圧倒的多数が禁止条約への参加を求めています。唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加すれば、世界とアジアの情勢を前に進める大きな変化を生み出すことになりま

す。さらに、「核兵器のない世界」の実現に向け大きな前向きの変化をつくることにつながります。

私たちは「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める自治体議会意見書」の採択を進めております。その「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書決議」は全国676（2024年3月14日現在）の自治体で採択されています。ぜひ、貴議会におきまして、意見書採択に向けご尽力いただくことをお願いいたします。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

末筆となりましたが、貴職の益々のご活躍を祈念します。

受理年月日 令和6年5月15日

介護報酬等について

陳 情 者 大阪市北区
大阪社会保障推進協議会
会長 安 達 克 郎

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

陳情の内容

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しか

し財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事業につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

<陳情事項>

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

受理年月日 令和6年5月20日

人権侵害について

陳 情 者 東京都荒川区
張 一 文

母が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

陳情の内容

私は張一文と申します。10年前留学のため中国宝鶏から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕勾留されている母の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母は61歳で、陝西省宝鶏市に住んでいます。2024年4月11日に、母が友達の家にいる際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在宝鶏市第二留置場に拘束されています。

元々体が弱い母は34歳（私は5歳）の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999年7月20日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも、5,000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。2023年、陝西省では、少なくとも215人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2人が死亡し、63人が不法に収容され、13人が不法に逮捕され、12人が不法に裁判にかけられ、47人が不法に家宅搜索され、63人が嫌がらせを受け、4人が放浪生活を余儀なくされ、1人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が収奪される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この10年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しくださいますよう、切にお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館、在中国日本大使館及び日本の外務省に働きかけてください。
2. 国に「母の早期救出を求める意見書」を提出してください。

受理年月日 令和6年6月20日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺市内民商連絡会

代表 山 口 義 弘

高 田 由 佳

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、街並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助すべきとの立場から活動する商工団体です。新自由主義による貧困と格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰につながる政策を否定し、堺市が持続可能な自治体として地域循環型の経済を確立する事を目的とし以下の項目を要望致します。

＜陳情事項＞

1. ロシアによるウクライナ侵略及び、イスラエルによるガザでの虐殺に対し、市議会として批判、反対の声を上げる事。憲法九条の国際的な先駆性を生かし、自国第一主義や、覇権主義、人権侵害を厳しく批判する事。

総務財政委員会審査分

2. 堺市は万博協会へ七名もの職員を出向させており、これは、府下自治体の中でも突出した人数である。このような人事は財政危機宣言をつい先日出した自治体とは思えない。職員の給与の原資は当然税金であり、市民として到底容認できないので、直ちに引きあげる事。
3. マイナンバーカード取得は個人の自由意思に委ねられており、堺市におけるカード保有枚数率も七三％に過ぎない。こういった前提にも関わらず国はマイナンバーカードを保険証に紐づ

ける「マイナ保険証」を推し進めている。これは高齢者やマイナンバーの取得が困難な人をはじめとし、国民の受療権の侵害に繋がる事となる。従来の健康保険証の廃止を含む、マイナ保険証の普及に堺市として反対し、手を貸さない事。

4. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。
5. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 地元建設業者支援育成は堺市の財政再建とも合致する有益な施策である事から、住宅リフォーム助成制度を創設する事。

市民人権委員会審査分

7. ロシアによるウクライナ侵略及び、イスラエルによるガザでの虐殺に対し、市として批判、反対の声を上げる事。憲法九条の国際的な先駆性を生かし、自国第一主義や、覇権主義、人権侵害を厳しく批判する事。

健康福祉委員会審査分

8. 堺市国民健康保険運営協議会は二十名もの委員で構成されながら、毎回一時間程度で終了する摩訶不思議な協議会であり、国保に対し問題意識を持った委員で構成されているか疑わしい。個人事業主や年金者など、住民生活の実情を理解した委員を構成員とし、国保加入者が意見を述べる機会を保障する事。
9. 高すぎる国保料に対し、堺市として独自に減免措置を取る事。無理な場合は国保加入者に対し、別途給付金などを出すこと。
10. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめ、延滞金の免除をはかる事、当然、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。
11. 国保の大阪府統一化は、多様なリスクを府内全体で分散できる利点と比し、大幅な保険料の値上げという、市民に対する害悪があまりに大きい。大阪府国保運営方針には法的拘束力がない事から、離脱する事。

産業環境委員会審査分

12. 堺浜へのシャープ液晶工場誘致に関し、当会はシャープ不調の際のリスクを度々、堺市に対し伝えてきた歴史がある。堺市はこの件が堺ばかりか、最終的にその波及効果が日本全体、世

界にも広がると資料で公表していたが全く実感が無い。巨費を投じた施策であるし、十分に時間も経った事から、堺市はその検証結果を市民に公表する事。

文教委員会審査分

13. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事、近隣自治体との基準の差を精査し、基準緩和に向けて努力する事。

受理年月日 令和6年8月5日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者、子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の関西万博の建設費がかさみ、撤去費用などをあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備、交通手段の安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、能登半島地震に国も大阪府・市も救援に力を入れるべきではないでしょうか。堺市・堺市議会として引き続き万博中止について議論し、検討してください。

また世界で戦闘状態が恒常化し、日本も米軍基地強化や日米の戦闘訓練、戦争準備が行われています。戦闘状態は一刻も早く終結し、アジアの緊張状態をなくすためにも堺市・市議会も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するよう求めてください。

また市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望して下さい。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、市民の声を聞き、市議会でも十分議論を尽くされるよう、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「2025年大阪・関西万博」については、夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、天

井知らずの税金が投入され、府民・国民あたりの負担に換算すると膨大な税金を負担することになります。多くの府民が中止を訴えています。次世代に負債を負わせることになります。議会として関西万博中止の声を国・大阪府・市に届けてください。

2. 沖縄で米兵の性暴力事件が隠蔽されていたことは、日本国民にとって大きな怒りになっています。また各地でこのような事件が起こっていることも分かってきました。国は隠蔽することなく直ちに事件を明らかにするよう、また米軍に抗議とともに被害者に謝罪、保障を求めるよう議会として国に申し入れて下さい。
3. 憲法9条を守り、先守防衛を逸脱する日米共同演習や基地強化をしないように議会として国に求めてください。また殺傷能力のある軍需製品を他国に輸出し、日本が軍需産業国にならないように議会として国に求めてください。
4. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が93か国、批准が70か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう議会として国に求めてください。

総務財政委員会審査分

5. 「2025年大阪・関西万博」については、夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、天井知らずの税金が投入され、府民・国民あたりの負担に換算すると膨大な税金を負担することになります。多くの府民が中止を訴えています。次世代に負債を負わせることになります。市として関西万博中止の声を国・大阪府・市に届けてください。堺市においてもインバウンド優先の方針を直ちに見直し、厳しい市内の中小産業に力を入れて下さい。
6. 堺市として高校や大学卒業生に自衛隊勧誘のための名簿や住所を自衛隊に渡さないでください。また自衛隊への情報提供の除外申請が出来ることを市民に知らせてください。
7. 選挙公報の配布と郵便投票の対象者の拡大については引き続き改善を進めて下さい。投票率向上のため投票所のバリアフリー化や細やかな援助も当事者の目線で進めてください。施設入所の高齢者や障がいのある方も投票しやすい様々な支援を関係機関と連携して進めてください。若い世代の投票率向上への取り組みも重要です。

市民人権委員会審査分

8. 災害列島日本の能登半島地震などの経験より堺市地域防災計画の見直しと対策を急いでください。自治会加入者が減少しています。市として、自治会未加入の高齢者・障がい者が防災時の避難や支援から漏れることのないようにしてください。
9. 堺市には公民館のない区が3区あります。東区・美原区・南区に無料で利用できる公民館がありません。市民にとってすべての区において無料で利用できる公民館が必要です。

「身近で利用しやすい公民館となるよう施設運営を行います」との事ですが、公民館のな

い区の市民にとっては、他区の公民館は遠く、利用しにくくなっています。公民館のない区に建設を要望します。

10. 「リプロダクティブヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点から学校・公共施設のトイレの個室には、トイレットペーパーと同様に生理用品を常備してください。今後でも大人も子どもも「包括的性教育」を学ぶ取り組みを積極的に行ってください。
11. 女性が社会活動しやすいように、各区に女性センターをつくってください。また図書館や区役所など公的施設の空部屋も利用させてください。
12. 非核宣言都市として、園や学校教育、そして市民に平和の取り組みを拡げてください。また市民の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
13. 沖縄で米兵の性暴力事件が隠蔽されていたことは、日本国民にとって大きな怒りになっています。また各地でこのような事件が起こっていることも分かってきました。国は隠蔽することなく直ちに事件を明らかにするよう、また米軍に抗議とともに被害者に謝罪、保障を求めるよう堺市として国に申し入れて下さい。
14. 憲法9条を守り、先守防衛を逸脱する日米共同演習や基地強化をしないように市としても議会としても国に求めてください。また殺傷能力のある軍需製品を他国に輸出し、日本が軍需産業国にならないように市として国に求めてください。
15. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が93か国、批准が70か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう市として国に求めてください。

健康福祉委員会審査分

16. 子どもたちの健康と成長に寄り添う為にも、子ども医療費を堺市の子育て支援事業として早期に完全無償化にするよう要望します。
17. 物価上昇が続くなか、国民健康保険料が上がり、暮らしを圧迫しています。国民健康保険料軽減のための助成をしてください。
18. 堺市独自の加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を創設してください。加齢性難聴に対する補聴器購入助成をする自治体が増えており、堺市でも助成制度をスタートさせてください。
19. 介護保険料は特に65才以上の市民にとって、負担が厳しくなっています。堺市として負担軽減の為の補助をしてください。
20. 女性に多いケア労働者の賃金が低く、各事業所では人手不足が常態化しています。待遇改善が行えるように事業者への支援を堺市として行ってください。また報酬基準を上げるよう堺市として国に対して申し入れて下さい。
21. 高齢の単身女性の貧困は切実です。年金も少なく、医療や介護を受けるにも不安があります。介護や補助がより受けやすいような対策や、入居しやすい高齢者向けケア付き住宅などを

作ってください。

22. 子どもを安心して預けられるよう保育予算を増やし、保育士の増員と処遇改善を行ってください。0・1・2歳児の保育料と3歳児からの給食費の無償化を堺市独自の子育て支援事業として早急に実施してください。

建設委員会審査分

23. 深井水賀池公園の開発等が進められています。堺のまちづくりや開発で何を重視しているか明らかにして下さい。地域環境や少子高齢化など山積の課題の中、どのような「まち」をめざしているのでしょうか。その時だけの「経済効果」や「利便性」のことばのために「大切な住環境」がこわされる開発はせず、地元住民と協議をして進めて下さい。
24. 公共交通路線を維持・確保し、市内のどの区・どの地域に住んでいても、格差なく移動の自由を保障してください。高齢者ドライバーが安心して免許返納できるように、公共交通不便地域をなくしてください。地域公共交通の課題解決に伴い、さまざまな新しい技術の導入が検討されていますが、取り残される市民の無いよう支援の仕方も含めて丁寧に進めてください。特に市民の足である南海バスや阪堺線を支援し、守ってください。
25. SMIプロジェクト実証実験の国からの補助金が出ないと早くからわかっていたと知りました。堺市に対して不信感をいだかずにはおれません。都心ラインについては様々な解決すべき課題も多く、現状のままでいいのではないのでしょうか。それよりも周辺部地域の交通格差を解消するよう、市民の声を聞いてください。
26. 自転車事故から市民の命を守るため、ヘルメット着用率向上の施策をすすめて下さい。そのためにも、ヘルメット購入の補助をしてください。
27. 災害時において、上下水道施設などインフラ設備の被害を最小限にとどめるよう対策を講じて下さい。耐震化や老朽化した施設の対策にもつながります。特に水道事業の全面的な民間委託は行わないでください。

文教委員会審査分

28. 図書館は、市民の「知りたい」というニーズに応える公的なインフラ機能です。

中央図書館は建てられて50年を過ぎていますが、老朽化に伴い建て替える予定はありますか。もし、検討されているなら、計画が決まってからではなく、計画を立てる段階で情報を市民に公開し、広く市民の意見を聞いてください。また、指定管理者制度を導入せず、堺市の公設公営の図書館を建ててください。堺市には文化や歴史の関連の多くの資料があるので、大切な資料を守ってください。また自習室も設置してください。

また学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」という機能が求め

- られますが、それを児童生徒に結びつけるのが学校司書の役割だと考えます。それだけでなく、児童生徒に対して「場」を提供する役割もあるのではないのでしょうか。そのために学校司書の人数や増やし、適切な配置を検討してください。
29. 少人数学級は少しずつ進んできていますが、まだまだ充分とは言えません。小学校の35人を30人へ、中学校38人を35人へと学級編成を出来るところから見直してください。また、堺市独自で採用計画を立て、教職員の正規化を進めてください。業務量に応じた教職員を配置して、多忙化を解消し、一人ひとりの子どもたちと向き合う時間と授業を確保できるようにしてください。
30. のびのびルームは放課後、留守家庭の子どもたちが安心安全に過ごすところです。放課後事業が民間業者に委託され、ルームごとに事業者も違います。各学校でどのような運営がされているのか堺市として指導員や保護者の意見をよく聞き、きちんと実態を把握し、定期的に検証して公的責任を果たしてください。そのためにも予算を増額して、指導員の処遇改善を図ってください。
31. 「学校教育の一環」として安心・安全で豊かな学校給食を実施してください。学校給食は子どもたちの心身の成長を支える大きな役割があります。特に待ちに待った「中学校給食」を始める為の様々な準備を引き続き進めてください。また、物価高が家計を圧迫しています。全員喫食制中学校給食実施に伴い小・中学校の「学校給食費」の無償化を早く実現してください。国産小麦の使用が農業を支える大きな役割を果たすことは、他の自治体の経験から明らかです。地場産物の使用や安全で良質な食品の使用をさらに進めてください。
32. 不登校児童生徒の状態が多様化しているため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員は、今後も進めてください。しかし今現在支援を必要としている児童生徒、保護者にとっては喫緊の問題です。全校にスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを加配すること、またそれを補助する職員を増やすことも併せて要望します。多様な支援を必要とする児童生徒が安心して社会的自立できるよう、学校外の教育支援施設の増設や民間のフリースクール等の施設運営に補助金を増額し、充実させてください。
33. 堺市の学校体育館の空調設備を、熱中症対策と多発する災害に備え、一刻も早く実施出来るよう要望します。
34. 「学校群制度」は令和8年度から全ての中学校区で始めると変更されました。学校施設の効率的な使用、子どもたちや教職員の負担増などが考えられる「学校群」は中止してください。
35. 子どもたちが安心して使えるように小・中学校の洋式トイレを増やしてください。また、生理用品の設置を早急に実施してください。
36. 大阪・関西万博は不安要素が多く、危険な会場です。子どもたちの命を守るためにも、学校行事として万博へ参加することに堺市として又教育委員会として中止してください。

37. 学校や園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けしないで下さい。

受理年月日 令和6年8月5日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 江 副 久美子

吉 井 マ ヤ

麦の会を支える会

平 山 知 世

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしています。

新型コロナウイルス感染症が5類となり、街中ではマスク姿もずいぶん減ってはいますが、コロナ禍において、私たちは福祉サービスが利用できなくなり、その介護負担は家族に丸投げの状態となったことや必要な医療を受けられなかったことで大切な仲間が亡くなったことは決してなかったことにはできません。あの時期にあぶりだされた課題は私たちの日常でもあります。

介護する家族の高齢化、障害当事者の重度化はいっそう進んでいます。暮らしの場が圧倒的に不足し、市外へと生活の場を移さざるを得ない実態は続いています。

障害児を取り巻く療育・教育環境、医療、地域生活など、市として前向きに取り組んでいただいている面もありますが、現状は私たちの願いとは、まだまだ遠いものがあります。障害のある人がその人らしく生きがいをもって暮らしていくことができる堺市であるための具体的な施策を強く望みます。以下のご検討よろしく願いいたします。

<陳情事項>

1. 通所事業所の制度的課題

今年度報酬改定がありましたが、報酬単価の切り下げや加算の仕組みがもたらすものが、

障害者の願いから離れていくものばかりです。

福祉現場の人手不足については行政もご承知のとおりだと思いますが、そこに手を打たずして、長い時間手厚い体制で重度の障害者に関わることを求められてもできません。

また時間が短いからといって一人の職員を「7割5分の人数に計算」されても、介助の密度は変わらず現場の実感とはかけ離れています。直接支援だけが支援ではなく、記録や会議、研修などは支援の質向上に直接かかわる重要なものです。送迎においても車内での支援や連絡調整など緊張の高い支援場面が多いです。

加算に頼ることなく、基本報酬の抜本的な改善を議会から国に強く要望してください。

2. 相談事業については、実態として事業は赤字で安定せず、介護する家族の高齢化が進む中、セルフプランでは成り立たない家族の自立の見通しが立ちません。議会から国にもきちんと要望をあげてください。
3. 中途障害者のサービス利用における利用料の1割負担について基本合意に基づいた利用料の考え方を、また当たり前に生活や仕事をするに工賃よりも高い「利用料」が発生していることについての考えを聞かせていただきたいです。

利用料を払うことで、家族に気を使いながら、また辞めざるを得ない場合もあります。当事者や家族に経済的負担、精神的負担になっています。

独自の施策を行っているところもあります。堺市としての施策を考えてください。そして議会から国に声を届けてください。

総務財政委員会審査分

4. 公平・公正な選挙権を守るためにも視覚障害者が投票する際、文字が書けないなどの理由で代筆（代理投票）をお願いした際に、係員立ち会いのもとで本人の同伴者による代筆投票を認めてください。

市民人権委員会審査分

5. 「2024年度障害者と防災に関する自治体調査」にご協力をお願い致します。

健康福祉委員会審査分

6. 児童発達支援センターは、今後も堺市社会福祉事業団による運営を継続してください。
7. 現在の療育水準を低下させないように、園児対正保育士（児童指導員を含む）の対比が3：1になるような正規職員の増員と適正な職員配置を実現してください。
8. もず園・つぼみ園くまクラスの単独通園について、安心・安全な療育が実現できるよう正規職員・看護師・セラピストを増員してください。

9. 在園児のリハビリ回数の増加および卒退園後のリハビリの継続を実現してください。

専門性のある質の高いリハビリを継続して受けられるよう、医師とセラピストを増員してください。

10. 通園バスの乗車時間短縮および自宅近くの安全な乗降場所の設定をし、通園の負担を軽減してください。そのためのバス台数の増加と添乗員の確保、福祉車両の導入を希望します。

11. 市と地域の小学校が十分連携をとり、安心して就学相談ができるよう内容を周知し対応を統一してください。

12. 園児が安全に園生活を送れるよう、老朽化に伴うつばみ園の設備改善・改修を実現してください。

13. 医療機関並びに医療関係者の障害理解と適切な対応を進めてください。合理的配慮の推進を図ってください。

コロナ禍だけでなく、平素から医療機関につながりにくい障害者がたくさんいます。やっと入院できても、本人の混乱や障害特性により「他の患者さんに迷惑がかかる」という言葉を使い「病院側が対応できない」ことを理由に、完治を待たずほぼ強制的に退院させられたケースもあります。「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」も示されているはずですが、特に医療機関の障害理解がすすみません。命に関わる領域での障害児者の排除（言動も含む）は重大な問題です。障害を理由に必要な医療が受けられない厳しい現状は是非とも改善を図り、早期に受診の権利を保障していく医療を推進してください。既に障害理解を促すことをなされているのであればどのような場でどのような方法でなされているのか、教えてください。また、なされていないのであれば、こういった形であれば可能となるのか、お考えをお聞かせください。

14. 障害児者の医療は長きにわたり、母子総合医療センターが担っていただきました。しかしオーバーエイジとなっても「障害と障害特性」「障害者に必要な医療」を理解してもらえないために地域医療・成人診療科に繋がっていきません。昨年陳情した「大阪府移行期医療支援センター」のその後の進捗状況と1月の懇談会でお伝えした「MOCOネット」のとりくみ状況について教えてください。

「移行」の話が出ると、新しい移行先を受け入れることは「移行したとたん方針や医療ガラッと変わり、体調が悪くなるのではないか」という大きな不安と「それでも結局は移行しないといけない」という大きな圧力が家族とりわけ母親と、本人にも覆い被さっています。移行する側への十分な情報共有や障害理解・治療経過の理解などが行われるしくみはありますが、「病気の理解や治療経過」だけでなく「障害・障害を持つ本人・家族への理解」がされるのか確信が得られません。

かなうことなら母子センターでずっと診ていただきたいのです。ライフステージに合った

医療を受けるために成人診療科を、母子センター内に設置していただきたいのです。転居してまでも求めた受診先であり、本人だけでなく家族をも理解してくれる母子センターからの移行は、家族・本人が決めることも、選択することもできないくらい大きな負担となっています。

医療・教育・福祉の進歩によって重度障害者の寿命は長くつながってきましたが、医療体制については長くなった寿命を想定しておらず、医療面での地域移行のしくみを整えてこなかったのではと思わざるを得ません。そのために移行できなかった医療が必要な障害者については、せめて数年かけて母子センターと成人診療科がタッグを組み、両者からの医療提供ができるよう、医療情報を存命期間中は残しておくなど、特別な移行システムにし、納得と信頼構築のもと移行ができるようにしてください。

15. 長年にわたり要望していますが、大阪府が行っている「重度障害者医療費助成制度」を療育手帳B1・B2のみの障害児者に広げてください。中軽度障害者の経済状況の厳しさと家族の負担の現状を把握し、改善を図ってください。せめて生活保護基準にも満たない収入のB1・B2の療育手帳保持者には先んじて対象としてください。

16. 今年元日の能登半島地震により亡くなられた方、今でも苦しい避難生活を送られておられる方々に思いを馳せながら、その中でも特に障害児者とその家族が置かれている状況に遠い堺からも心を寄せています。明日は我が身です。

堺市から多くの職員の方々が、能登への支援をしていただきありがとうございました。

昨年の陳情書に記した避難所に避難できない内容などが、まさに能登半島で起こりました。（家の外に出るまでに時間がかかる、車が使えず家族が車椅子を押して避難するには道が冠水すると逃げられない、避難が遅くなると避難所に入れない、トイレがバリアフリーではないために数時間も滞在できない、パニックを起こすため避難所を追い出されたり車中泊を余儀なくされる等）

福祉避難所に直接避難できるようにしてください。職員の被災も考慮して応援体制を構築してください。

堺市は個別避難シートを作成する段階で、直接避難の検討も行っていますが、能登では、施設の被災と職員の被災が大きく、協定を結んでいた福祉避難所も、1月8日に開設していたのは71の福祉避難所がある中で10か所のみでした。

17. 福祉避難所でも暮らせない、多くのケアが必要な障害児者と家族が安心して避難生活を送れるための対策を進めてください。家族単位でケアが受けられる避難所施設が必要です。

7月3日SDF（堺障害フォーラム）の学習会で「福祉避難所はケア重視ではない」ことが周知されました。多くの障害児者は、あらゆる方面（医療・福祉・作業所等）からの多くのケアが必要で、家族1人の介助では普段の生活もできません。ましてや災害時、重度の知的・

発達・精神障害児者や医療的ケアが必要な障害児者、強度行動障害がある障害児者は、福祉避難所にも入れないことになります。緊急入所・緊急ショートステイへのお話でしたが、今でも満床で入れない入所施設、予約もままならないショートステイの現状で、いったいどこに避難できるのでしょうか。一時的に市外や他府県で受け入れてもらうなど、安心して避難生活を送れるよう整備してください。家族も障害児者だけの世話をしているではありません。きょうだい児もいます、親を介護しているダブルケア・トリプルケアの家庭もたくさんあります。ケアを必要とする家族の避難の在り方について改めて対策を検討してください。

18. 災害時も安否確認から必要な支援物資と福祉サービスを提供する基盤ができていることも必要です。地域生活を送る障害児者家族には、医療が必要な人が必ずいますので、医師会や看護師会（医療ネットワーク）の協力も必要です。民間事業所からの依頼ではなく堺市からの要請が必要です。

19. 在宅避難している障害児者と家族への支援体制を構築してください。

自宅や団地・マンションが無事で在宅避難できているとしても、物資や医療・福祉的支援は必要です。障害がある我が子を留守番させて拠点である避難所に行くのは難しい家庭も多いです。堺市が能登で健康管理支援を個別訪問されたように、個別に対応して頂ける体制が必要です。

20. 生活再建段階についても障害児者と家族への支援体制を構築してください。

障害児者のケアをしながらの生活再建は、一般家庭の数十倍もの支援が必要です。被災の手続きををするとしても、障害がある我が子を置いて役所に行くのは難しいです。必要であれば、むしろ役所から訪問して手続きを進めるなどの配慮が必要です。役所の職員も被災されているので、誰が応援に入っても機能するよう体制を整えてください。

21. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間26枚（往復13回分）をせめて52枚に増やしてください。

また、この26枚の中で複数枚使えるようにしてください。

「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活を送ることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院、入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

また、タクシーチケットは身障、療育手帳AだけでなくBI、B2の人も使えるようにしてください。

申請制度を廃止して以前の方法でタクシーチケットを個人宛に給付してください。

22. ガイドヘルパーの利用時間を1ヶ月50時間（視覚障害の場合の時間数）に限定せず、複数月

まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。

23. 国は地域移行といますが、重度・強度行動障害の人が入れるグループホームや入所施設は堺市では入れません。このような状況でどうして地域で暮らせるのでしょうか。家族に支援を求める家族依存は限界を超えています。障害のある当事者が住み慣れた街で信頼できる仲間や支援者とともに暮らし続けていくことができる暮らしの場と暮らしを支える仕組みについての計画をお聞かせください。

24. 重度の障害のある人が暮らせるグループホーム建設についての支援制度を検討し、十分な量を建設してください。

例えば東京の世田谷区では、区民に向けて重度障害者向けグループホームに土地の提供（貸与）を発信しています。堺市が保有する土地を提供していただけるのが一番良いのですが、広く市民に提供（貸与）を呼びかけることは市民の理解にもつながり、施設コンフリクトを軽減できます。何より「堺市は積極的に障害者の暮らしの場を進めている」と、市民にわかってもらうことができます。

25. 日中支援型ホーム建設の推進も視野に入れ、重度型ホーム建設とともに高齢期の障害のある人の暮らしの場として建設してください。

26. 待機者、希望者の実数、事態を把握し、直視し、その実態に見合った施策を作ってください。大阪府はようやく入所施設待機者数を調査し、公表しましたが、グループホームを希望する待機実態数はどこも調査が行われていません。

障害者の暮らしの場が圧倒的に不足している現状においては入所型の暮らしの場も必要な人（緊急性への対応、ロングショート状態、すぐにグループホームが見つからない状況、体験の場など）に対しては有効な施策ではないでしょうか。そこに目を背けて、市の施策をグループホーム推進だけに終始し、しかし現実には強度行動障害等の対応ホームはほとんどなく、実際にはグループホームに入れない人が市外・府外の入所施設に行かざるを得ない状況を「その家族の選択」とするのは本当の地域生活とはかけ離れたものです。

まずは市内に多くの暮らしの場をつくり、選択肢や体験の場の仕組みをつくり、暮らしていける市にしてください。

27. 在宅での老障介護の現状も進行しています。早急に対応する必要があります。

頼みの綱のショートステイも予約日には携帯電話を10台使い、手分けして1000回以上かけてもつながらない家族もいます。ショートステイを使える夜だけが親が熟睡できます。この現状に対し、手立てを早急に打ってください。

28. グループホームの世話人さんが支援に集中でき、安心して長く働けるように処遇改善と研修事業にも市として力を入れてください。現在の制度では研修実施時間についての人件費は事

業所の持ち出しです。また世話人さんが独り立ちできるようになるまでの人件費は2人分となり、事業所任せと言わざるを得ない状況です。加算や基本報酬で育成ができるようにしてください。

29. 今のグループホームの制度や体制では、障害者にとって心身の不調の際にゆっくりグループホームで療養することが厳しい状況です。改善をお願いします。

30. 強度行動障害の利用者が入居するホームでは、強度行動障害の特性として飛び跳ねたり、壁やドアを激しく叩いたりすることもあり、建物の強度が心配です。人的配慮だけでなく建物への配慮をお願いします。具体的には改修補助制度の対象拡大などを検討してください。

31. 通所事業所の制度的課題

今年度報酬改定がありましたが、報酬単価の切り下げや加算の仕組みがもたらすものが、障害者の願いから離れていくものばかりです。

福祉現場の人手不足については行政もご承知のとおりだと思いますが、そこに手を打たずして、長い時間手厚い体制で重度の障害者に関わることを求められてもできません。

また時間が短いからといって一人の職員を「7割5分の人数に計算」されても、介助の密度は変わらず現場の実感とはかけ離れています。直接支援だけが支援ではなく、記録や会議、研修などは支援の質向上に直接かかわる重要なものです。送迎においても車内での支援や連絡調整など緊張の高い支援場面が多いです。

加算に頼ることなく、基本報酬の抜本的な改善を市から国に強く要望してください。

32. 成年後見人制度はありますが、日常のこまごまとした判断（身上保護）は親亡き後は誰がしてくれるのでしょうか。加えて成年後見人制度の問題点や課題が多く見られます。成年後見制度について市の見解をお聞かせください。

堺市成年後見制度利用支援事業を使いやすくするために、個人資産要件や扶養者要件の見直しを行い、非課税の低所得者全体を対象としたものにしてください。

成年後見制度の利用は、障害者家族にとって「親亡き後」の大きな希望につながる制度です。ですが、家族にこの制度の周知が不十分なうえ、「堺市成年後見支援事業」に至ってはほとんどの方が制度の中身を知らないのが現状です。

今後はこの制度を使いやすい制度にしていくためにも、資産や親族の状況による利用制限を本人の課税状況を考慮したものに改善すべきだと考えます。

現状では障害者家族は、ご本人が成人した後も、日常的に家族支援に追われている状況です。後見制度を利用することによって家族の負担は間違いなく軽減されます。老障介護の問題は障害者家族にさらなる負担を強いる状況になっています。家族支援の負担軽減のためにも、成年後見制度利用支援事業を障害者家族に使いやすい制度に改善されることを望みます。

33. 市民後見人の学習会・研修等に、知的障害者の親族後見人の参加呼びかけをおこない、親族

後見人を支える取り組みを行ってください。

知的障害者の親族後見の割合は、高齢者よりもはるかに高く、被後見人の親が後見人を行っているケースが高い結果となっています。また高齢者の場合、親族後見の50%以上が子息となっていますが、障害者の場合は被後見人よりも年齢が高いことによって、健康上の問題も生じてきています。知的障害者の親族後見人を支えていく組織を作り、家族支援を社会的な支援体制を作っていくためにも親族後見人に新たな負担がかからないような支援制度・支援の拡充を図ってください。

34. 在宅生活を支えるためにも地域生活支援拠点の整備、充実が必要です。

地域的な隔たりがないようまた支援の量もふくめて整備を図ってください。

年々老障介護は深刻になり、日々不安な毎日を過ごす家族は増えています。働き盛りの年代でも親の介護と障害がある我が子の介護のダブル介護も増えてきています。更に若い世代でもきょうだい児の世話と障害がある我が子のダブル介護の世帯もあります。そんな複雑な地域生活を支える地域生活支援拠点は「家族が車を出さないといけないのではなく、支援が届くアクセスの保障」が必要です。これは平成24年（2012年）9月「堺市障害者の暮らしの場のあり方検討会」での結論の一部です。

例えば各区の障害者基幹相談支援センターが軸となり、高齢者の包括支援センターの範囲（中学校区）で、障害児も障害者も把握し、緊急時も支援できる体制（夜間含め24時間相談・ショートステイへの送迎）があれば、堺市が整備済みという「面的整備」と言えるかもしれませんが、残念ながら全く成立していません。

35. ショートステイ機能とともに緊急時や当面の間の生活を支えられる機能は必須です。緊急対応に加えて、体験の場としての機能が果たせる拠点が必要です。

36. 現実にニーズの多い人を支えるためのスタッフの確保が必要です。十分なスタッフの確保が可能な拠点制度をつくってください。

37. 障害者が地域生活を続けていくためには、権利擁護も大事な観点です。施設でも家庭でも権利侵害はいつ起こるかわかりません。

支援のネットワーク、医療のネットワーク、権利擁護のネットワークをアクセス保障する本来の「面的整備」を進めてください。もちろんこれらは一法人では成り立ちませんし、堺市が中心になり、各区の自立支援協議会の協力も必要です。

38. ガイドヘルパーが不足しているため移動支援が利用できません。障害者の方々が充実した余暇を過ごすことや、地域で自立して暮らしていくための重要施策の1つです。ガイドヘルパー確保・育成の施策を講じてください。

39. 相談事業については、実態として事業は赤字で安定せず、介護する家族の高齢化が進む中、セルフプランでは成り立たない家族の自立の見通しが立ちません。市から国にもきちんと要望

をあげてください。

40. 福祉人材確保のための施策、育成の施策を講じてください。

41. 時間割での報酬単価では育成の時間もとれません。保育と同じように、月割の報酬にしてください。

42. 紙おむつのアンケートの実施をしていただきありがとうございました。

今後の手立ての計画について教えてください。

43. 中途障害者のサービス利用における利用料の1割負担について基本合意に基づいた利用料の考え方を、また当たり前に生活や仕事をするに工賃よりも高い「利用料」が発生していることについての考えを聞かせていただきたいです。

利用料を払うことで、家族に気を使いながら、また辞めざるを得ない場合もあります。当事者や家族に経済的負担、精神的負担になっています。

独自の施策を行っているところもあります。堺市としての施策を考えてください。そして市から国に声を届けてください。

44. 新規で受給者証を申請した際に交付されるまで1、2ヶ月かかるとのことですが、障害当事者は悩みながら思いをもって申請しています。特に精神の方はタイミング、きっかけがとても大事になります。交付されるその1、2ヶ月を待てずに、作業所に行くことをあきらめてしまう方もおられます。しかし一方で1ヶ月もかからずに交付されるケースもあります。

このようなバラつきがあるのは不公平に思います。申請日からさかのぼって福祉サービスを利用できるようにしてください。大阪市福島区は実際に調査員が調査した日にさかのぼっています。そうすればあきらめることなく利用できると思います。本人の意思決定を大事にするとのことですが、あきらめることなくスムーズに利用できるような施策を講じてください。

45. 毎年、障害当事者との懇談を続けていただきありがとうございます。今後とも懇談を継続して、障害当事者の声を施策に反映してください。

建設委員会審査分

46. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動柵設置について、大阪メトロでは2025年度を目途とした全駅設置計画を発表されました。このことを機に他の鉄道事業者での計画が進むように市としての働きかけを強めてください。

特に、「世界文化遺産」に登録された「百舌鳥・古市古墳群」（仁徳天皇陵古墳）の最寄り駅であるJR百舌鳥駅について、ホーム可動柵の設置と駅員配置を、市の責任でJR西日本に働きかけてください。

47. おでかけ応援バス利用（100円）を該当年齢以下の障害者にも適用してください。同時に障

害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低110円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の観点からも改善を図ってください。

48. 堺市中区八田（はんだ）西町2丁旧マルシゲスーパー前の誘導ブロックをつけてくださって、ありがとうございました。しかし、見えない私たちにとっては道の舗装がすり減ってデコボコしており、せっかくの誘導ブロックがわかりにくく、確認できません。道を平らにして、新しく誘導ブロックを敷いてください。

49. 八田西町2丁9番にある歩車分離式信号機に音声及びエスコートゾーンを敷設して下さい。音声がないため、視覚障害者は青信号に変わってもわかりません。

歩車分離式交差点より南方向で、次の曲がり角までの間の歩道に、点字ブロックを敷設してください。敷設工事の計画段階で当事者にもお知らせください。

文教委員会審査分

50. 学級定数について、堺市は小学校の38人学級をすでに実現し、中学校も38人学級にする方向ですすんでいます。支援学級の児童生徒を含めて40人を超えないという意図からのようですが、38人でも多いというのが実態です。一刻も早くすべての小中学校の35人学級を実現し、早期に小中学校の30人学級を実現してください。

また、学級定数に支援学級の児童生徒を含めて、定数を超えることがないようにしてください。

51. 支援学級の在籍にあたっては、文科省の通知による「支援学級での授業時間数」だけで判断せず、個人の状況に応じた在籍の在り方を認めるよう各校に周知してください。

52. 希望する子どもたちが自分の学校の通級指導教室で学べるように、巡回ではない通級教室を全校に設置してください。設置に当たっては、担当者の確保など確実な体制を保障してください。

また、設置校についても、教職員、保護者、子どもたちの共通理解を担当者任せにせず、市教委として促進してください。

53. 百舌鳥支援学校の狭隘化改善策が検討されていますが、子ども達、保護者、教職員など当事者の意向を検討の中で取り入れてください。

また、百舌鳥支援の改善に特化した意見交流の場を設けてください。

54. 特別な支援を必要とする子どもたちが近年著しく増加し、上神谷支援学校も想定を超える規模になっています。それに対応するために新しい支援学校の建設などを含めた今後の堺市の特別支援教育のプランをお示してください。

受理年月日 令和6年8月2日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市東区

堺・こどもの健康と環境を考える会

代表 東 麻衣子

西 田 愛 子

化学物質過敏症の理解を深め、香害への対策を求める陳情書

陳情の内容

私たちは堺市東区の中学校に通う子どもの保護者と堺市南区の小学校に通う子どもの保護者です。私達の子どもが学校生活において直面している問題について対応いただきたく陳情申し上げます。

私たちの子どもは化学物質過敏症を発症しており、大手洗剤メーカーの洗剤、柔軟剤に含まれる香料、抗菌成分、消臭成分、マイクロカプセルに曝露すると以下のような症状を呈します。

- ・頭痛、めまい、吐き気、倦怠感、喘息発作、呼吸困難、微熱
- ・目の痛み、鼻炎、鼻血
- ・関節痛（足の痛みや身体の痛みでの歩行困難）
- ・皮膚疾患（蕁麻疹・発疹・皮膚炎など）
- ・思考力・集中力の低下、記憶障害、不眠
- ・イライラ、不安、多動、怒りっぽくなる

※その他多岐にわたる症状があり、個人差があります。

子どもたちが安全かつ安心して学校で学び成長できる環境を整えていただきたいです。また、化学物質過敏症を抱える子どもだけでなく、他の児童、生徒たちの健康を守りたい思いがあります。香害は個々の健康被害だけでなく、集中力や学習意欲を低下させる可能性もあります。そのため、全体的な環境改善が求められていると考えています。

私たち保護者としては、教育委員会と学校が主体となって学校の空気環境の改善に取り組んでいただけることを強く期待しております。子どもたちが安全かつ健やかな環境で学び、全力で成長できるよう、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

学校内での空気環境が健康状態に直結しています。本来であれば健康被害を引き起こす洗剤、柔軟剤は国が規制すべきですが、厚生労働省は因果関係を把握して科学的な原因究明がはっきりしてから規制を考えるとし、経済産業省は香料成分が健康被害の原因であるという科学的知見はないとの認識から規制を考えていないと回答し対策も規制もない状況です。このままでは学校に通うことが困難になり、十分な教育を受ける機会を逃してしまいます。

私たち保護者としては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、合理的配慮に基づき空気環境を改善する対策を取ってほしいと切に願っています。具体的には以下の通り陳情申し上げます。

<陳情事項>

1. 香害、化学物質過敏症の実態調査

兵庫県宝塚市では教育委員会が主体となって「香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査」を実施し「学校において人工的な香料（化学物質）に不快を感じる・体調不良を起こす方が一定数おられ、さらにご家庭にも影響が出ていることが分かりました」と報告しています。

三重県議会議員 稲森としなお氏によると三重県教育委員会は県立学校や小・中学校の児童生徒に「香害」「化学物質過敏症」に関する実態調査を行うことになったと公表しています。

三重県議会議長 稲垣昭義氏は令和6年6月28日に「合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書」を国に提出しています。

兵庫県宝塚市議会、三重県議会と同じように香害、化学物質過敏症の実態調査や国への働きかけを市議会として行っていただきたいです。

市民人権委員会審査分

2. 化学物質過敏症患者の避難場所の設置

化学物質過敏症患者は洗剤、柔軟剤で体調を崩すため、一般的な避難所に滞在することができません。災害時に化学物質過敏症患者が避難できる別室の避難所を設けていただきたいです。

健康福祉委員会審査分

3. 行政、医療従事者の無香化（フレグランスフリー）

化学物質過敏症患者は洗剤、柔軟剤で体調を崩すため、必要な行政サービス、医療、介護を受けられません。合理的配慮のもと無香化（フレグランスフリー）に努めていただきたいです。

文教委員会審査分

4. 香害による空気汚染の可視化

衣類から揮発する香料、抗菌成分、消臭成分、マイクロカプセルによる香害によって学校の空気環境が悪化し、学校で学びたくても体調を崩す児童、生徒がいます。香害によって空気環境が深刻な状態であることを認知していただくために児童、生徒が在校している状態で空気測定をしていただきたいと思います。

5. 香害、化学物質過敏症への理解を深める研修

教育委員会が主体となって教職員に向けて香害、化学物質過敏症に関する研修を行っていただきたいと思います。また、すべての児童、生徒が安心して教育を受けられるよう、まずは教職員の洗剤、柔軟剤を見直していただきたいと思います。香料、抗菌成分、消臭成分、マイクロカプセルで体調を崩したり困る人はいても、無香料で体調を崩したり困る人はいません。

6. 香害、化学物質過敏症の啓発

教育委員会が主体となって児童、生徒、保護者に対して、合成洗剤、柔軟剤の使用による健康被害と香害の問題についての啓発を行っていただきたいと思います。

7. 空気環境の改善

学校の教室や共用スペースにおいて、十分な換気や空気清浄機の導入など、空気環境を向上させる取り組みをしていただきたいと思います。空気環境のバリアフリー化を望みます。

8. 香害、化学物質過敏症の実態調査

兵庫県宝塚市では教育委員会が主体となって「香害及び化学物質過敏症に関するアンケート調査」を実施し「学校において人工的な香料（化学物質）に不快を感じる・体調不良を起こす方が一定数おられ、さらにご家庭にも影響が出ていることが分かりました」と報告しています。

三重県議会議員 稲森としなお氏によると三重県教育委員会は県立学校や小・中学校の児童生徒に「香害」「化学物質過敏症」に関する実態調査を行うことになったと公表しています。

三重県議会議員 稲垣昭義氏は令和6年6月28日に「合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書」を国に提出しています。

堺市、堺市教育委員会も兵庫県宝塚市議会、三重県議会と同じように香害、化学物質過敏症の実態調査や国への働きかけを行っていただきたいと思います。

9. 支援学級の内申評価の改善

現在、小学生の子どもは支援級に通級しています。今後、公立中学校の支援学級に通級した場合、高校受験時の内申の評価がつかず、公立高校を受験しても受からないと知りました。空気環境の影響で支援級でしか授業を受けられない生徒に対しての差別に他ならず、

どんな生徒でも平等の評価を受けられるように改善すべき内容です。合理的配慮や多様性の観点からみても、早急に対応して改善していただきたいです。

受理年月日 令和6年8月5日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 荒 木 妃菜子

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 佐 藤 真由子

陳情の内容

はじめに

新型コロナウイルス感染症が感染法上第5類に移行されて、1年が過ぎました。依然終息することがない中、ウイズコロナの生活において、市民の安全・安心な暮らしのために日々ご尽力をいただいていることに感謝し、心より敬意を表します。

こども家庭庁発足から1年が経過し、新たな子育て支援策が提起され、より良い子育て環境を国・府・市において、それぞれの立場で、進めていただいていることに期待をしています。

少子化が進む中、子育てしやすい街づくり。子育て後も住み続けたい街づくり。誰もが住みやすい街堺になることを願って次のことを陳情いたします。

大変お忙しい中恐縮ではありますが、ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

＜陳情事項＞

1. 大学までの教育費を無償化にしてください。

円安等に伴う相次ぐ物価高騰により、子どもにかかる教育費の見通しが立たない家庭がより増えています。

2025年から大学無償化制度も始まりますが、対象が3人以上の子どもを育てる多子世帯であり、対象者が限定されています。

親の経済格差による子どもの学歴格差を防ぎ、日本の未来を創る子どもたちが不自由なく教育を受けられるよう、大学までの教育費の無償化を堺市議会から国へ強く働きかけてください。

就学援助制度などの充実化も早急に進めてください。

2. 0歳児の急激な定員割れ解消のための補助金を創設してください。

0歳児の急激な定員割れに伴い、途中入園を受け入れるための手立てとして0歳児途中入所（園）対策事業を検討してください。

堺市においても子どもの数は減少し、社会的にも育児休業制度の運用が広がり、保育施設では0歳児の定員割れが問題となっています。実際に0歳児の定員割れにより事業運営が困難になり、閉園せざるを得ない園も出てきています。

たとえ年度当初が定員割れであっても、年度途中入園を見通しての保育士確保が必要なことから、他市ではもう行われていると聞いています。途中入所対策事業を堺市でも検討して頂きたいと切に願います。

また、子どもの減少に伴い補助金のあり方についても運営事業者が財源確保できるように堺市議会から国へ働きかけて頂きたいと思います。

健康福祉委員会審査分

3. 任意で行っている予防接種の公費助成制度を創設してください。

保育園は0歳児から集団で過ごしており、感染症にかかりやすく、急速に広がります。法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり意識して各家庭で受けていますが、任意のワクチンは高額で、受けたくても受けられない家庭もあります。

また感染率が高く、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こすこともあります。保育園などの子どもたちが集団で過ごす施設では健康上配慮の必要な子どもも在籍することがあります。

松原市では「おたふくかぜ接種費用助成」で1,000円の助成金が給付されます。

保護者としても子どもが苦しむ姿は見たくありません。

堺市でも子どもたちの健康を守るために予防接種の公費助成制度を創設してください。

4. 令和3年の財政危機宣言を受け、令和4年に削減された補助金の見直しをしてください。

これまで補助金とされていた保育教諭充実補助費の加配上限人数が削減され、休暇取得促進支援事業の廃止、地域活動、子育て支援事業の削減など施設にとっては補助金額が減少し大変厳しい状況となっています。保育士不足解消は長年の課題であり、急務です。補助金を削減するのではなく見直し、拡充をお願いします。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金についてですが、補助金額が削減されたままです。資格職でありながら他職種平均給与に対して大幅な開きがある若い保育士にとって、未来を担うこども達の育ちとともに自身の育ちを実現するために保育士として歩みだすうえで大きな支えとなる制度です。同じ大阪府下でも大阪市、和泉市、岸和田市などで保育士働き

方改革推進事業や補助金の拡充がすすめられています。ぜひ、堺市でも独自予算にて補助金の増額をしてください。

5. 堺市の事業で副食料費を完全無償化にしてください。

他の自治体（守口市・門真市・大東市など）では市独自の取り組みとして認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち副食費の補助を実施されています。

堺市では給食費のうち副食費は無償化の対象とならず、徴収が免除されない世帯では保護者の負担となります。

近年、物価高騰による子育て世代への影響が懸念される中、保育園等を利用する保護者の経済的負担軽減のため、堺市でも所得制限なしの全世帯完全無償化を要望します。

6. 病児保育の施策を充実させてください。

現行病児保育において、オンラインでの予約手続きが完結できるシステムが導入され、以前に比べて利用しやすくなったという声があります。

また、訪問型病児保育事業の導入により、個別に隔離する必要がある病児の受け入れ体制は改善されてきています。

一方で、施設型病児保育については、堺市全域で5か所と少なく、特に北区では子育て世帯が特に多いにも関わらず、1ヶ所しかありません。

これではニーズ量に見合っておらず、保護者が利用したいときに利用することができません。

病児を安心安全に診ていただき、保護者も安心して働くことができるように「小児科併設型」の病児保育所を中学校区レベルで設置してください。

7. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

堺市の保育園において、現行、看護師、保健師の配置は義務ではありません。努力目標として「なるべく看護師を置くことが望ましい」とされています。

全国的に保育施設における怪我の増加や、新型コロナウイルス感染症含め、様々な集団感染を未然に防ぐ予防対策など、保育園に看護師が在籍するメリットが沢山あります。昨年度、大阪市において、保育所などの事故防止の取組強化事業として看護師等配置に補助金が創設されました。産休明けから就学前までのこどもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためには、積極的な保健活動が必要です。

また、近年増加する虐待では保育園での早期発見が多くあります。こどもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、怪我や事故の対応、また保護者への啓発活動など、看護師の保健活動は多岐にわたり、公立、私立を問わず必要です。現行の月額5万円。年間60万円の補助金では十分な時間の配置は行えません。子育て支援を拡充し、近隣政令指定都市である大阪市等と同様に、常勤看護師が毎日勤務し、その業務を専任で行えるような

配置に見合った予算の計上をしてください。

8. 保育認定の柔軟な取り扱いをしてください。

現在、保育認定の厳格な取り扱いにより、多くの保護者が保育サービスを受けることが困難になっております。特に、以下の点についてご検討いただきたく存じます。

(1) 就労形態の多様性の考慮

現代の労働環境において、フリーランスや契約社員、パートタイムなどの非正規雇用が増加しております。このような多様な就労形態に対応するため、保育認定の基準を柔軟に見直していただきたいです。

(2) 保護者の就労時間の変動への対応

多くの保護者は、就労時間が変動する職業に従事しており、特定の時間に固定されないことが多々あります。そのため、就労時間の変動に対応した柔軟な保育認定を行っていただくことを要望いたします。

(3) 一時保育の拡充

急な就労や突発的な事情により、一時的に保育サービスが必要になる場合があります。このような状況に対応するため、一時保育の拡充をお願い申し上げます。

(4) 育児休業中の保育継続の検討

育児休業中であっても、家庭の事情や兄弟姉妹の育児負担軽減のため、保育継続が必要な場合があります。このようなケースにも柔軟に対応いただけるよう要望いたします。

(5) 月途中の保育認定改定を柔軟に行ってください。

短時間認定の家庭が月途中に就労先が変更するなどして、標準時間認定の就労になっても、標準時間認定になるのは翌月からになり、短時間認定を超える利用の際には延長保育料が必要になります。月途中の就労時間変更等の際に、実態に応じた保育認定が月途中から認められるようにしてください。

以上の要望について、市としてご理解とご検討を賜り、保育認定の柔軟な取り扱いをお願い申し上げます。

9. 兄弟・姉妹が同じ保育園に通えるように配慮してください。

現在きょうだいのいる園に入園希望の場合4点の加点がありますが、兄弟姉妹でまだ別々の保育園に預けざるをえない家庭をお見かけします。

近年物価上昇の続く中、共働き世帯数は年々上昇し、子どもの出生率は年々減少。その中で仕事と子育ての両立も大変な中、兄弟姉妹を別の園へ送迎することはかなり大変です。

送迎時に時間がかかるため働く時間も減り、収入も減ります。

働き方も変化する中、兄弟姉妹が同じ園に通えるよう、変化ある対応をよろしく願います。

10. 堺市独自の運営補助による配置基準の継続とさらなる拡充を行ってください。

朝夕は子どもの人数に変動はありますが、保護者支援や子どもへの対応などが重要な時間となります。朝は子どもの健康状態や様子などを視診したり、保護者からの子どもの聞き取り、保育の準備、夕方は子どもの様子を伝えたり、保護者と話をする大切な時間です。その時間帯にもまずは配置基準が満たされるようにしてほしいです。保護者支援で求められることが益々増えていく中で、その対応や関わりをきちんと配置基準で保証してほしいです。

2歳児クラスは堺市独自に5:1を基準として配置して頂いているところですが、年々配慮を要する子どもが増える中、5:1でも厳しいのが現実です。3歳児も15:1ですが、同様に、堺市独自に10:1の基準を設け、配慮を要する親子に十分な支援ができるよう配置基準を望みます。4・5歳児のクラスは30:1から25:1に改善されたとはいえ、25人に満たない場合でも、保育士一人だけで見るのは難しい現状のため、多くの保育現場では園の努力でもう一人配置しているのが現実です。実態を踏まえた上で、保育指針に書いてあることができる保育士配置の実現に向けて、国には方向性をしっかりと示して配置基準を実態に即したものに改善してください。

未来を担う子ども達です。財政赤字もなくなった今こそ、保育の充実をはかり、子育てしやすい街づくりをお願いします。

11. 安全確保のための安全保安員配置義務とそのための予算を計上してください。

地球温暖化の影響などを受けて、近年、異常気象による自然災害が増えています。今年度も梅雨期間中에서도夏日を記録するなど、猛暑が続いています。熱中症の予防等、常時こども達の様子を見守るとともに、細心の注意をしていますが、こども達を取り巻く環境が大きく変化する中で、保護者の方々からは、こども達の命を守るための要望も年々高まり、プールの監視体制の強化など、保育園として様々な事案に対しての対応が強く求められています。

昨年度から利用定員121人以上の園に保育士加算がされましたが、こどもたちの安全確保に121人以下の園も人材確保は必要です。しかしながら、121人以下の園には全く予算がついておらず、人材確保は困難を極め、現状補助金による職員だけでは十分な体制を組むことも困難です。せめて、利用人数に合わせた予算を計上するなど至急対応してください。

12. 公立のみおむつ処理費無償実施について、民間園も実施してください。

昨年度、堺市の公立こども園を利用するこども達の紙おむつについて、公立に兼ねてより支給していた運営費の中で、おむつの処理費相当分の捻出が可能になったということで、公立こども園のみ処理費が計上。執行されました。民間保育園においても、使用済み紙おむつをカバンに入れて持ち歩いたり、持って帰ったりすることが、感染症対策・環境面の点から望ましくないことから、各園持ち出しでおむつ処理費を工面するなどして、公立こども園と同じように、おむつの持ち帰りを無くす努力をしています。公立・民間ではなく、堺市に暮

らす同じこども達に対する手立てとして、おむつ処理無償化を民間園でも実施してください。

13. 現行のままで、こども誰でも通園制度を実施しないで下さい。

76年ぶりとなる配置基準の見直しが行われましたが、保育現場では保育士不足の問題が解決されないままの中、こども誰でも通園制度が実施されると、より一層保育士への負担が大きくなります。こども誰でも通園制度の子どもを受け入れた場合、保育士は受け入れた子どもにつききりにならざるを得ず、在園児への保育の質の低下や安全面等、様々な影響が及ぶ事が考えられます。食事面においても、利用児がアレルギー児の場合、より丁寧に配慮を行う必要があります。現行の一時預かり事業の補助金では十分な人員が配置できておらず、専用室も持っていない園はたくさんあり、従来の保育体制のもとで定員の空きを活用する場合、保育者や在園児、利用児童にとっても負担が大きいです。こども誰でも通園制度を実施するには、それに見合った実施体制を整えなくてはなりません。専任の保育者を配置する事や、十分に人員を配置できる補助金を創設してください。現行のままであればこども誰でも通園制度は実施しないでください。

文教委員会審査分

14. 共働き世帯やひとり親世帯も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

現在、堺市では放課後児童対策として、「のびのびルーム」「堺っ子くらぶ（のびのび（すくすく）」「放課後ルーム」があります。

学校区により事業の内容は様々で、のびのびルームのみ行っている学校区では堺っ子くらぶの「すくすく」を利用することはできません。

学校区や児童数に関わらず、一律の支援を受けられるよう放課後児童対策の拡充をお願いします。

また、保育園と違い、ひとり親世帯の児童は非課税世帯でない限り利用料の減免がなく、第2子以降の減免也没有ありません。

ひとり親世帯やきょうだい児がいる世帯では、放課後児童支援を利用するための費用が負担となっています。

保育事業と同様にひとり親世帯や第2子以降の利用料の減免をお願いします。

あわせて、保育園では朝7時や、7時30分から受け入れがある施設がほとんどですが、小学校の校門が開くのは午前8時です。新1年生など低学年のこどもの保護者が、先に家を出てから、こども達が後で家を出て施錠して登校することや、門が開くまで門の周辺で待っていることもあります。

豊中市では、今年度から、小学校の校門を朝7時から開放して、保育園が始まるのと同じ時間から校内で朝の見守り体制を整えることで、さまざまな働き方に対応される事業を始めら

れ、全国でも追随する自治体があります。堺市においても、仕事も子育ても充実できるように、低学年の児童が、朝7時から学校敷地内で過ごせるように、豊中市のような制度を創設してください。

受理年月日 令和6年8月1日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

わがまち堺に暮らす人々は、古代から国内外との交流を積極的に進め、創造性と自立の精神をはぐくみ、わが国有数の自治都市を築いてきた。また、茶の湯を通じて世界に誇る平和を尊ぶ文化を創造し、過去幾度も戦禍に遭いながらも復興を成し遂げてきた。

基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである。

しかしながら、今なお、私たちの社会においては、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題が存在し、さらに紛争や貧困などにより、子どもや女性を始め多くの人々の生命や身体が危険にさらされ続けている国や地域が地球上には数多く存在している。

私たちは、こうした現実を直視し、未来を見据えて、戦争は最大の人権侵害であるという認識を持つとともに、全ての人々が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを進める「人間の安全保障」に積極的に関与していかなければならない。

平和を尊ぶ文化の伝承者であり地球市民である私たちは、国際平和の実現と維持及び人権課題の解決のために世界へ向かって行動し、発信するまち「国際平和人権都市・堺」の実現に努めることを決意し、この条例を制定する。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員の定数（48人）及び議員報酬は堺市同じに進めてください

少数の議員、発言が出来ないです。

全議員の20%減額は反対します。

地方議会の役割は市民の安全と生活を支えることです。議員は強い者の声でなく、市民の弱者を支え、声を市政にすることです。議員定数は48人で進めてください。

堺市の地方議会の最大の役割は、市民の安全と生活を支えることです。

2. 議会は、基本的人権を尊重してください。若い人や、障害者（ワープロが使えない、点字表記が必要な方）が参加できるようにしてください。中立性及び公平性を担保する有効かつ具体的な対応策を講じてください。（法が改正され、選挙権は18歳からとなりました。早く、多くの参加をしてもらう為、パソコン、スマホから市民ができるように電子化させてください。）

3. 堺市の議員報酬を市民に知らせてください。（さかい広報）

議会議長	月95万円
副議長	月85万円
委員会委員長	月80万円
議会運営委員長	月81万円
議会特別委員会副委員長	月79万円
議会議員	月78万円

4. 議員の活動を各区で知らせてください。投票につながります、市長の選挙34%でした、議員も48%です、堺市の市民は議員と一体（帯）です。

5. 「議会のうごき」のページは、議会でなにが決定したのかがより分かるようにしてください。

6. 政務活動費30万円（月）で進めてください。

総務財政委員会審査分

7. なぜか堺市は市民・職員が年間に700億円経済効果あります、（市長も）進めてくれました。

大阪市は、万国博覧会、開催します。「ものづくり」まちです。世界遺産もあります。職員が、素晴らしい人がいます。職員は平和を愛しています。議員も市民の声で進みました。

行政改革は市長は泉ヶ公園で750億円しました。基金もあります。

(1) 万博開幕250日になりました。

(2) 近畿大学医学部、附属病院の2025年開設「子どもから高齢者まで幅広い世代が元気で住み集い、学ぶ、働ける堺市のまち、ものづくり」

堺市経済波及効果（毎年年間700億円）

SGDs未来都市堺 市長・議員、職員ありがとう。

8. 職員の給料を上げてください。

「たしかに給料を上げました、しかし、物価が上がり（ガソリン、電気、ガス）高く、だ

から下がっています。」

9. 手当も4. 5に進めてください。
10. 職員の働く改革を進めてください。（職員の命が大事です）
 - (1) 職員は5,500人まで（職員は市民のサービス）ふやしてください。
 - (2) 1年（職員は22万円）民間では令和5年27万円あります。初任給を増やしてください。
 - (3) 大阪市同じく地域手当を15%に進めてください。
 - (4) 職員の不祥事をなくしてください。

市民人権委員会審査分

11. フェーズフリーの堺市の取り組みを市民に知らせてください。（災害に備える）
12. 「安まちアプリ・安まちメール・防災情報メール」地域の登録を進めてください。
 - ・安まちメール
 - ひったくり、路上強盗、子どもや女性に対する被害情報、特殊詐欺情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報
 - 気象、地震、津波情報

健康福祉委員会審査分

13. ICTを活用した認知症の一人家族の対策を進めてください。
 - 認知症の人の数（約600万人・5人1人です）（高齢化）
14. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
15. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
16. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
17. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
18. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「（仮称）認知症基本法」を整備すること。
19. マイナンバーカード健康保険証になり、安くなりました。
 - 高齢者は、保険料、医療費、上がりました。しかし後期高齢者は堺市に住んでありがたい。
20. 堺市は国の子育て支援を進めてください。（堺市の人口は80万人（2030年には82万人増やす）

産業環境委員会審査分

21. 観光推進を進めてください。（関西万博）（2023年G7貿易大阪・堺しました）
22. パリ（オリンピック）ペットボトルありません。SGDsのために環境対策を進めてください。
23. ごみの4Rを運動を進めてください。
24. 中舌島イノベーションを進めてください。（堺市の中小企業97%です）堺市は若い人企業を多く進めてください。
25. 最低賃金の改正になりました。中小企業支援策を堺市は進めてください。
 - (1) パート労働者
 - (2) 契約社員
 - (3) 派遣社員
 - (4) 非正規雇用
 - (5) フリーランス

（中小企業多い）堺市でも同じ仕事でも時給で49円もの格差があります。

建設委員会審査分

26. 町づくり、子ども高齢者、若い世代が（学び、働ける）都市計画を進めてください。
 - ・インフラを進めてください。
 - ・東西の交通、堺東、堺、バイエリア、を進めてください。
27. 災害は（能登半島地震1月1日 北部地震日曜日 淡路地震祭日）職員が地域の人が出来ないです。堺はまちづくりは、安全に住むの整備を進めてください。
28. 自転車ヘルメット、歩道などはしらない、左車道を進めてください。
29. 都市計画で「災害」のときの対策を市民に知らせてください。
 - (1) 下水道
 - (2) 土木
 - (3) 道路

文教委員会審査分

30. いじめ・暴力・不登校・堺市は多いです、（自殺など子どもの成長がおくれます）国と同じに進めてください。
31. 学校の先生の時間外の仕事少なくしてください。
32. 先生の生徒に対して、体罰をなくしてください。

33. 教育現場と力を合わせて、子どもをはじめ保護者、市民から信頼される組織づくりに取り組むとともに、堺市教育の充実に向けて、特に次の取組を推進してください。

- 子どもが前を向いて学ぶ。
- 子どもたちの未来を見据えて。
- 教育改革
- 学校・家庭、地域と協働による教育の推進をしてください。

34. 中学校給食いつ実現します。堺市の子育てなど出来ません。

35. 生命と安全教育を進めてください。

受理年月日 令和6年8月2日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 田 中 剣 太

松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は1970年に結成され、これまで堺の学童保育において、こどもたちの生活の充実と発展を願って活動をすすめてきています。

堺の学童保育である「のびのびルーム」において、超大規模化の問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行われず校区による差異が生じており、こどもたちの生活環境に大きな影響を与えており、早期の改善を強く望みます。

こどもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために以下の項目を陳情いたします。誠意ある回答をお願いします。

＜陳情事項＞

議会運営委員会審査分

1. 堺市議会文教委員会の委員による視察

超大規模化の問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題の改善にむけて、のびのびルームの現状を堺市議会文教委員会の委員の方に視察していただき報告書を公開してください。

文教委員会審査分

2. 加配指導員の配置について

仕様書で「障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする」とありま

す。

配慮の必要な児童が安全、安心にのびのびルームに通えるように追加配置を強く求めます。

3. 指導員の勤務実態

夏休み期間、のびのびルームは8時～19時まで開設されていて、指導員は10時間、11時間の勤務が連続しています。現場では指導員不足が続いており、基本配置の人数も配置できていないルームも出ています。また、長時間の連続勤務による体調不良により指導員が欠勤すると、こどもたちの安全も守られていません。

指導員の労働条件を改善して働き続けられるようにしてください。

4. 指導員の常勤配置について

こども家庭庁が2024年度の予算案において「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。堺市としても支援の単位ごとに常勤の指導員が配置できるよう、国の予算活用に前向きに取り組んでください。また、令和5年5月1日の子ども家庭庁の調査によると、堺市の常勤配置率は全国的に見ても非常に低く、「1支援あたりの常勤配置率」は20の政令市の中で最も低い配置率となっています。そのことが子どもたちの保育にも大きく影響していると考えます。早急な対応を求めます。

5. 保育内容の改善

現在、ルームによって、保育内容、指導方針に違いが出てきています。「こどもの権利条約」を尊守して、国が示す「放課後児童クラブ運営方針」にそって「あそび」を中心とした保育内容にしてください。

受理年月日 令和6年8月5日

大阪・関西万博について

陳 情 者 堺市堺区

出 来 秀 人

「大阪万博ならび皇室行幸」につき

陳情の内容

来年4月からの大阪万博の開催がもう8カ月を切りました。まだ開催を巡っての賛否両論はくすぶり続けておりますが、この期に及んでもはや中止はあり得ません。

南海トラフや世界全面核戦争でも発生しない限り、国際協定に従って大阪万博は予定通り開催されるものと存じます。

歴史を紐解けば、近代大阪の歴史は国際万博の歴史とともにありました。国際万国博覧会の開催の歴史は大阪の発展の歴史であり、それは我が町・堺の発展の歴史でもありました。

今回の大阪万博開催にあたっては各マスコミのバッシング報道も連日のように目につきます。私の如き暗愚の者にはその真贋は分かりかねますが、今のネットの時代、さぞかし海外でも目にされているかと思います。

この期に及んでは過去、大阪で開催された万博に恥じないものとしていただき、大阪・堺を新たな世紀のステージへと押し上げる博覧会にさせていただきたく、お願い申し上げます。第一回大阪万博開催の時のような大成功は望めなくとも、なんとか体面を保つ万博にさせていただきたく存じます。国内からの来訪者が少なくなっても、海外からの来訪者に多く来ていただき評価される大阪万博になることを願っております。

円安のいま、インバウンド需要で、喘ぎ喘ぎでも外貨を稼がねばならない局面です。

「デジタル赤字」が拡大する現在、インバウンド需要によりどれだけ外貨獲得できるかは喫緊の課題です。製造業が空洞化した今の日本にとって過去のような「よい円安」にはなり得ません。

それに人口構成バランスがこれだけ崩れれば、もはや内需だけでは国内経済を回せません。経済力の低下は国力の低下に直結し、それは国家主権の弱体化につながります。

大阪市や堺市をはじめとする各地方都市の経済力低下は自治主権の空洞化に直結します。東京オリンピックを無事に終えた東京首都圏との経済力とはますます開く一方です。

大阪万博の失敗は、大阪以西の本州の経済を確実に沈没させてしまうでしょう。

これ以上、東京首都圏だけの経済が発展していくことに、なんの意味があるというのでしょうか。

大阪万博の成否は、日本国の全体の経済の今後を左右します。

万博推進に当たられている責任与党におかれては、批判は真摯に受け止められ、改善できるものは改善するにやぶさかになることなく、万博開催に異論、反対される会派の皆様方におかれては、徒な批判に走ることなく、建設的意見に努められ、大阪万博がつつがなく開催終了できますように、引き続き事業監視をお願いする所存です。

産業転換が進んでしまった今の日本にとり、インバウンド産業の育成は国策ですが、いかんせん外需動向は相手国状況、相手国政府の意向に左右され、その時々国際情勢によって不安定になります。また、インバウンドだけでは定住人口は図れません。

国土の均等な発展を取り戻すためにも、より望ましい国内産業育成と国内産業転換にもまだまだ汗を絞る必要があるのではないのでしょうか。

議会各会派におかれては中央政府、中央官庁に対し、より望ましい国内産業育成と国内産業転換のためにもっともっと汗を流す努力をするように、提言苦言を継続して行っていただきたく存じます。

米国トランプ大統領候補の暗殺未遂事件の衝撃が世界中に走りました。欧州各国でも政治テロの頻発が止まりません。パリ五輪の開催ではTGVが同時多発テロに遭いました。パリ五輪の開会式セレモニーは欧州で「反キリスト・悪魔崇拝」と物議を醸しています。なんとも不吉で人心の動揺もまだまだ世界各国で広がりそうです。

こういう世界情勢下だからこそ、尚更に大阪万博が平穏無事に終わることを願わずにはおれません。関係各位におかれましては何卒、大阪万博が平穏無事に終われるようお願い申し上げます。

そして平穏無事な「令和の大阪万博」に天皇陛下、皇室御一家をお迎えしてください。その折には天皇陛下、皇室御一家に「世界文化遺産・百舌鳥古墳陵」にも来ていただき、百舌鳥古墳陵の世界文化遺産登録に尽力された市民、市職員、有職者、市長、各議員、また過去、尽力された関係者も一同に招き、平穏無事に我が堺市に天皇陛下、皇室御一家をお迎えしていただけるものと信じております。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 平穏無事に大阪万博を開催し、つつがなく終了させてください。
2. 大阪万博の折に、皇室に百舌鳥古墳陵に来ていただけるよう引き続き調整を願います。もし皇室に来ていただけることが叶いましたなら、万が一の事件事故、トラブルのないように万全

に万全を期した警護体制を敷かれますように。

産業環境委員会審査分

3. 大阪万博を契機としてますますインバウンド需要と外貨の獲得に努めてください。インバウンド需要に頼るだけでなく、外貨獲得のための新しい産業創造、産業育成を国・中央とともに図ってください。

受理年月日 令和6年8月5日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 岩 本 治

堺手話サークル連絡会

（かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、トゥモロー、木馬、もみじ）

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

平素は、聴覚障害者の福祉向上のために多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては2021年に「障害者差別解消法」が改正されました。

改正前に合理的配慮が努力義務だった事業者も、改正により合理的配慮が義務になり、2024年4月1日から施行されています。合理的配慮を受けるためには、円滑なコミュニケーションが必要です。

堺市では、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の制定から7年が過ぎましたが、未だ聴覚障害者は日常生活や、災害時、緊急時等、様々な場面で不便を感じています。

いつでもどこでも手話を使って暮らせる社会の実現を切望します。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、当事者の思いを反映させた施策を進めていただくことを切に願います。

つきましては、別紙のとおり陳情書を提出いたします。

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 合理的配慮に伴い避難所開設時また防災訓練時等には、手話通訳者を永続的に配置してくだ

さい。また、備蓄倉庫に防災ビブスを準備してください。

2. 堺市は「ICT戦略」を掲げています。

ICTイノベーション推進室が中心となって、区役所の各課の窓口タブレットを設置してください。

一日も早く地域福祉課の聴覚障害者相談員との予約を手話で出来るようにしてください。

タブレットは外国語に対しての通訳等にも活用でき、使用範囲が広がります。

3. 緊急搬送時、もっとも優先されるべきことは聴覚障害者との意思疎通です。

そのために救急車内に専用の端末を配備し、かつ救急隊員にはスムーズにコミュニケーションがとれるように「手話」を学ぶことを呼びかけてください。

健康福祉委員会審査分

4. 「堺市手話言語の普及、及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が制定され7年が過ぎました。現時点における成果と課題を明らかにし、施策の推進をさらに具体化させるロードマップ（進行計画）を策定し実行してください。

5. 同「手話言語条例」には「障害者が窓口で速やかに情報を取得し、快適なコミュニケーションを図ることができるよう、まずは市職員を対象にした研修を率先して実施していきます」とありますが、7年を経た今も堺市の各窓口で手話での会話ができません。この現状を解決するために、早急に実効のある計画を策定し実行してください。

6. 情報保障のためアンブルボードを全ての区に堺市が設置し有効活用してください。

7. 医療現場で活動する登録手話通訳者の新型コロナワクチン接種の助成をお願いします。

8. 盲ろう者（視覚と聴覚に障害を併せ持つ人）が安心して社会参加できるように情報提供と保障に関する制度を充実させてください。

盲ろう者の病院搬送時や入院・手術時など、盲ろう者に必要な通訳者及び介助員の派遣制度を堺市独自で作ってください。

9. ろう重複の利用者が安心して暮らせる暮らしの場（グループホーム等）を増やしてください。

堺市にろう重複専門のグループホームや入所施設はなく、聞こえる利用者と共に生活をしています。

多くの聞こえる利用者がある中で、手話等の情報保障がない中では、言いたいことが伝わらなかったり、周りの会話が理解できず孤立してしまいます。

職員（世話人）は聞こえない利用者の言語である「手話」やその人にあった方法で情報を保障する役割があります。また聞こえる利用者の音声言語を聞き取って、ろう重複の利用者に伝える橋渡しの役割も求められています。

近年、民間の事業者もグループホームの事業に参入しています。

堺市として、聴覚障害の利用者が安心して暮らしの場でのコミュニケーションがとれるよう、研修等の指導を行ってください。

10. ガイドヘルパー利用時、支援者であるヘルパーに飲食の注文を求めないように、堺市から店舗や体験施設へ配慮を依頼してください。

ろう重複者が社会参加を広げる外出として、体験施設やイベント、カフェ、バイキングなど飲食を利用する際、ガイドヘルパー制度を利用しています。店舗や施設、イベントによっては、ガイドヘルパーにも利用料や注文を求められることがあります。

その費用は、基本的に利用者が負担することとなっています。（ヘルパーが希望して飲食する場合はヘルパー自身が負担します）この事がガイドヘルパーを活用しての社会参加をひろげる障壁となっています。

堺市にある施設やイベントも、サポートするヘルパー分は無料（利用者とヘルパーで1名分）として認めてもらえるよう合理的配慮の周知をすすめてください。

文教委員会審査分

11. 同「手話言語条例」は堺市の教育においても、国語や、外国語等と同じく教育の一環として具体的に行わねばなりません。堺市の小・中学校には多数の聴覚障害のある児童・生徒が学んでいます。それらの児童・生徒のアイデンティティと学習環境の支援のために、小・中学校において実効のある手話学習を行ってください。

受理年月日 令和6年8月1日

市立老人福祉センターの入浴事業について

陳 情 者 堺市南区
栄 山 英太郎

老人福祉センターの入浴事業の廃止に関わる陳情

陳情の内容

堺市は7月1日、市立老人福祉センターの入浴事業を2025（令和7）年3月31日で終了する旨の通知を各老人福祉センター内に掲示しました。しかし、この通知文書に不審な点がありました。今回の通知は、市が令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」に基づくとなっていますが、併せて掲示された基本指針の【概要版】を見ても、私を含めて南老人福祉センターを利用している誰もが、この指針の存在と書かれている内容を知らないのです。

そこで私は7月5日、担当課の健康福祉局・長寿支援課へ出向き、「どのような方法で市民に周知したのか」と聞きました。答えは、「市のホームページに掲載した」「他の広報手段はとっていない」とのことでした。しかし、何の前振れも案内もなく、重要な市民への情報をホームページに掲載するだけでは、目にする人は極く少数でしょう。この手法は堺市が定めている職務マニュアルに違反するのではないかと考え、市長公室へ問い合わせたのち、市政情報課へ出向いて説明を受けました。やはり私の予想通り、市が定めている「堺市情報公表の実施に関する基準」には、ホームページを用いる場合の方法は、「広報紙及び市のホームページへの掲載」となっていました。「及び」とは両方必要との説明でした。ゆえに市の基準に照らせば、明らかなルール違反と言えます。

当時の令和元年10月に、長寿支援課は老人福祉センターの入浴事業を廃止する考えなどを示した基本指針（案）を公表して市民の意見を募集するパブリックコメントを行っています。そして令和2年2月には、意見提出者203人のうち、入浴事業廃止に賛成の意見がゼロという極端な結果となったパブリックコメントの意見集約内容を公表しています。いずれも公表方法は「広報紙及び市のホームページへの掲載」であり、市の情報公表基準を守っています。なのに同じ長寿支援課は、令和2年3月策定の基本指針の公表では市の基準を守らずにルール違反と言える手法を用いています。この時、これまで通りに市の情報公表基準を守っていれば、パブリックコメントで意見を提出した人や多くの入浴サービス利用者から相当な反発や陳情書が出ていたでしょう。私には、この異論を

抑制する目的があったのではとの疑念を拭えません。

結果的に市民の意見表明は4年余りの間、大きく抑制されてきました。もし、このことが意図的に行われていたのなら、公正で開かれた市政運営を望む市民にとっては由々しき問題です。よって本件に関して具体的な陳情をいたします。

<陳情事項>

1. 市老人福祉センターの入浴事業の終了年度及び方法を定めた令和2年3月策定の「基本指針」を市民に公表するにあたり、担当部課が市の情報公表基準を順守しなかった行為は、いかなる考えと組織の判断によりなされたのかを、市議会における審議を通じて市民に明示下さるようお願いします。
2. 健康福祉局は本件で市民の疑念を招いたことに鑑み、令和2年3月策定の「基本指針」を白紙に戻し、改めて一からやり直す決断を下されるようお願いします。

受理年月日 令和6年7月17日

市立老人福祉センターの入浴事業について

陳 情 者 堺市南区
播 田 重 子
堺市南区
上 田 良 子
堺市南区
中 塚 房 子
堺市南区
木 内 静 代
堺市南区
的 場 育 子
堺市南区
近 藤 秀 子 他 52 名

南老人福祉センターの入浴事業の存続を求める陳情

陳情の内容

私たちは堺市南区在住のごく普通の高齢女性です。それぞれは一人暮らしの未亡人や二人暮らしの老夫婦など家族構成は様々ですが、共通点は立派な入浴施設を備えた南老人福祉センターを利用し各人の趣味、好みに応じたサークルを楽しんでいます。その後は広々とした湯舟につかり心身をリフレッシュさせています。また親の介護や主人の世話などでサークル活動ができない人は『憩い、くつろぎ、入浴の場』として利用し、日々の疲れをいやしています。

人生100年時代を健やかに生きていくうえで入浴事業を備えた市の老人福祉センターの役割はかけがえのないものです。入浴事業を廃止することなくぜひ存続させて下さい。

受理年月日 令和6年7月24日

市立老人福祉センターの入浴施設について

陳 情 者 堺市中区

中区老人福祉センター有志の会

横 田 邦 治

田 中 寅 光

荒 木 則 之

大 泉 志 宣

染 井 と も や

東 倉 輝 幸

岩 田 義 兼

田 中 千 且

垂 木 那 豊

甲 斐 達 実

甲 斐 則 啓

甲 斐 康 嵩

東 倉 ヤス子

染 井 清 子

甲 斐 由 記

永 木 亜 実

岩 田 ミチる

林 田 よし子

平 井 朝 子

田 中 幸 代

中区老人福祉センター入浴施設廃止計画について

陳情の内容

この施設は、堺市が政令指定都市として発足以来七区全区に入浴施設を設置され多くの市民高齢

者から親しまれて来ました。昨今急速に進む高齢化社会、これから、増々この施設の役割は重要です。健康増進は元より厳しい生活環境にも寄与するものであります。市民と共に築いて来た高齢者が元気になるおでかけ応援バス制度と併せ高齢者施設を拡充して頂き、高齢者市民の願いに沿った検討をお願いします。

<陳情事項>

入浴施設の廃止計画を撤回して下さい。

受理年月日 令和6年8月5日

南区役所生活援護課について

陳 情 者 堺市南区
柳 二 郎

南区生活援護課ケースワーカー A 職員による規律違反による暴力主義、虐待行為と
当時係長 B 職員と運営人、センター長、課長、C 職員、D 職員、E 職員による隠ぺ
いこう作とひぼうちゅうしょうによる人権侵害について

陳情の内容

大変失礼と承知で、お願いをさせていただくことに前もってお詫び申し上げます。心と魂を踏み
にじる行為を許すことが出来ないと思い相談させていただいた次第です。

これから、ご相談したいことは、市民の為に働き、寄り添う堺市の職員が公務中に犯したこと
であり、許すことのできない非人道的行為により、私自身が筆舌に尽くしがたい苦難を背負うこと
になりました。仕事に上下が無いように、人も子供であろうが、男女問わず同権です。人は自由と尊
厳のもと生存権が保障されています。この職員の振る舞いは反社会的行為、人権のもと生存権の保
障に対する挑戦であり、このことを隠蔽、無責任な仕事でごまかそうとする上司達も同罪です。

建築家の安藤忠雄先生が古い物は老人と同じく手間も時間もかかる物、向かい合うのか。捨てて
しまうのか。魂はどこに行ってしまうのかと聞いていたことがありました。私は10年以上、兄夫婦
や親戚も背を向ける中、認知症の母の介護と年老いた父の世話をしてまいりました。家族なら向か
い合うのが当たり前だと私は思います。人として逃げず後悔はありません。父が昨年の6月に膀胱
がんが見つかり、抗がん剤治療の為に病院を出たり入ったりしております。

老人の介護は365日休みなし、眠ることも出来ない。評価も対価も無し。して当然。家にいるだ
けの怠け者。これが苛酷な介護奴隷労働です。今、母は和泉市の兄の家におり、デイサービスに
行っております。兄嫁は自分の実家と縁の切れない人です。感謝の気持ちも無し、手伝いも経済的
援助もしたこともありません。母が認知症になってからは、全く便りの無い状態でした。今、事が
少し落ち着いたのと、貯金と父の年金で暮らして来たのですが、これからの事を考えて生活保護の
申請をしてはどうかと、堺市こころの健康センターの職員から助言を受けて、南区役所生活援護課
にて10月の上旬に申請をして受理されました。

申請を受理されてから保健センターのケースワーカーの訪問日時を決めるために、電話にて説明をいただけると窓口担当の職員に言われて、次の日に地域担当のケースワーカーから電話がありました。3回にわたる電話の会話の事です。このケースワーカーの反社会的行為と振る舞い、公権力を悪用し、人の弱みを握り人権侵害をすることは、許容の範囲を超える悪行です。誇大妄想や誇張自意識過剰では絶対にございませぬ。偽証や虚偽ではありません。これは全て事実です。

堺市役所南区保健センターのケースワーカーA職員から3回にわたる電話により、誹謗中傷、陰湿な嫌がらせ、いじめ、人権侵害、ハラスメントを受け、会話も返答も恣意的、支離滅裂、意味不明、理解不能、強迫、脅迫、また『なんやとこら』と例えば反社会勢力などが使うような口調で恫喝されました。それに電話を切る際ですが、一方的に挨拶もなしで切る次第です。当然ですが、心身の保護の為に、すぐに区長と担当課長、このケースワーカーに、家族にも連絡接触を絶対拒否する内容証明を郵送して、以前から相談している堺市こころの健康センターF職員、三宅達也市議員、藤本幸子市議員にメールと電話にて相談をしました。大阪法務局堺支部人権擁護委員にも連絡を入れ、市長にもメールにて訴状を出しました。この様なことは必ず記録しておくことが大切だと思い、体調のすぐれない中、誤字脱字も多く、文章校正もできない中、書き残しておきました。眠ることも出来ず、食事のままならず、下痢も酷く、精神科医師により適応障害の診断を受け、安静が必要となり、薬物治療が必要になりました。もちろん診断書も出ております。

まず生活保護ですが、申請をして受理されれば2週間で決定されるのですが、ケースワーカーの訪問による審査を受けなければなりません。藤本幸子議員によると、現場は予算不足で人員も減らされ、コロナ不況の失業者、年金のない高齢者が増えているとの事でした。南区では一つの地域を一人で担当しており、このことが生活保護費も絡んで、支配する、される側の制度や構造を生み出しています。このケースワーカーは親族とも疎遠な方も多く、孤立した高齢者や母子家庭、貧困者など、知識レベルも学歴なども低く、情報源、外部との接触、スマホやネットなどの媒体を持たない事を知り、それに付け込み、弱みを握り、自分を絶対的な存在と思い込み、恣意的、傍若無人な振る舞いが出来るのだと思います。

申請の時にケースワーカーとコミュニケーションを取るために学歴や職歴を書かされるのですが私は義務教育なので中学卒までしか記入しなかったのですが、大卒で留学経験もあり、資格も普通免許しか記入しなかったのですが、歴史検定1級複数合格などがございます。私はネットなど情報アクセスがあり、知識、人生経験も含めての判断です。

藤本幸子議員、三宅達也議員、このケースワーカーの上司のB職員に詳細の記録を送り、藤本議員を通して、B職員から電話があったのですが、問題の職員が出勤しているのを確認しました。また私自身が電話の会話を通して、この係長の責任管理意識がどの程度か試みました。

ネットで苦情を入れたところ、問題の職員は表にばれるのか謝罪してきました。係長も電話にて謝罪をしてきたのですが、謝るならなぜこの様な振る舞いをするのでしょうか。この係長もですが

公務中であるのは当然ですが、規律の遵守、社会人が持つべき最低の倫理や道徳、常識、礼儀、コンプライアンス、責任意識の欠如、この組織の問題を反映しておりました。

ケースワーカーについてですが、生活援護課事務方とは別で、保健センターの職員でわかりやすく言えば保健所の職員で、福祉の専門家です。規律や法令に従い業務をしているはずですが、恣意的、個人の独断、経験やエゴで運営されており、地域を一人で担当して、上司や組織のチェック機能も働いておらず、今回の事もこのことや生活保護費が絡んでが原因と思われます。いわゆる職業病でしょうか。自分が絶対的な支配者と思い込み、自分に逆らうものは生活保護が受けることが出来ない、どうなっても知らないぞ。逆らってみろ。人の弱みを握り理不尽な違法行為を行いました。

三宅達也議員が同課課長と健康センター長に記録を持って南区役所にて、約1時間、調査と処分について説明を求めていただいたのですが、私には聞き取り調査や、詳細な記録を追っての補足説明を要求することもなく、一方的に不処分の決定となりました。三宅達也先生が決定権は課長とセンター長にあり覆す事は出来ない、非弁行為はできない、市議会議員では限界だそうです。ただ三宅達也議員が弁護士も含めて、名士や有徳者、人権擁護委員に必ず相談する事を助言いただきました。

申請から30日が期限で後に保護の決定の為に訪問を要請すると、係長から公文書とは思えない書式にて催促状が来たのですが、堺市は人権都市を標榜しています。私は心身の安全の為に生活援護課に貼られているポスターの暴力団特別法に従い、係長が反社会的行為を行う人物を『がんばっています』と擁護する発言をしているのと、この職員が出勤している事を確認して、自身の自由と尊厳のもと、すべての国民に保障される生存権の侵害を行う反社会的組織である南区役所生活援護課とケースワーカーA職員から心身を守るため絶対拒否します。市民サービス、例えば選挙期日投票、国民健康保険の手続きなど反社会的行為を行う人物を保護する建物に入る事は出来ず支障をきたしている、内容証明を生活援護課長D職員に郵送しました。

三宅達也議員から文章にて、同課長とセンター長から必ず今回の不処分についての回答を文書にてさせるとの事でしたが、すでに上記の理由でB職員に生活保護の申請の取り消しを口頭で伝えているにもかかわらず、後日、簡易書留にて決定権のない係長の印の封筒、生活保護の却下の理由のコピーの書類一枚と、再三の訪問要請に回答なしで生活保護は却下になりました、今回の事では当センターは処分を考えていませんと、課長、センター長の名前も印も無しのコピーの書類が計2枚届きました。処分の理由も明確にしない、責任管理職の印も名前もない公文書があるでしょうか。私はすでに生活保護は、すでに取り下げる事を伝えているにもかかわらずです。内容も公文書の形式を成さないし、作成する能力もない。うやむやにすることは理由を言えない事から明白です。

私は何回も内容証明を通して南区役所生活援護課保健センターは反社会勢力。この問題の職員は反社会的行為を行うと公言してきました。もし市職員側にやましい所がなければ、私は侮辱罪、威

力業務妨害など刑事罰の対象になります。今でも両親が約60年、命をかけて守って来た家に、この問題の職員の訪問を拒否したことは、後悔はありません。心の闇、裏で何をしているのか、『なんやとおら』と巻き舌で恫喝するような事は、何が起ころうとも、まず平常心を保つことは社会人として基本中の基本であり、常識ではありえません。冷静に物事の本質を見極める能力もない人間性に欠陥があるのではないのでしょうか。恣意的に福祉を悪用しております。

社会は幼稚園ではありません。教育機関の出先でもありません。発端は制度と組織と上司の管理能力から問題は起きております。差別や暴力主義を許さない人権都市を堺市は標榜しております。その堺市職員の犯罪行為です。『なんやとおら』と恫喝することが、まかり通って良いのでしょうか。日本は文治主義において安全と平和、人権の保障を一番大切にする国です。私はこの国を憂う有徳者が必ずいると信じております。墮落し逃げて、ごまかしてしまう。付けは必ず私たちの次の世代に回って来ます。

復讐心からではありません。公益と未来の為です。絶望と挫折を見ております。誰か希望の灯をともしてくれる方がいる事を願っております。

天網恢恢疎にして漏らさず。人は自分の聞きたい言葉しか聞かない。

当時、聞き取り調査も行われず、また文章による回答の内容も幼稚で決定権のない係長からの、なんら明確な説明もなく、反社会暴力主義的な業務を肯定する内容の稚拙な文章書類が生活保護の為の訪問を催促する内容文書だけが送られ、市議会議員先生の保護と恐怖で体調を崩し医師に緊急で診療と安静が必要となり、精神疾患と精神障害者としての配慮もされず、生活援護課のケースワーカーが市民が必要とされる社会福祉保障をいち早く導くのが仕事にもかかわらず、それを自身の公権力の悪用により妨害し、この事が原因で長期にわたり、ほぼ寝たきりと経済的困窮の命を失う危機に追い込まれ、今年ガンにて逝去した父との残された時間も失う事になり、10年に渡る認知症の母との介護とふれあいを妨害され、必要の無い、医療費をだすことになり社会福祉援助を妨害されました。

また一年前に後見人である信貴良太市会議員の再調査の要請を南区総務課G職員を通して証拠書類を提出して、当時の生活援護課課長E職員（現在南区保健福祉総合センター長）に要請したところ、電話にて「生活保護はもらわなくては良いのですか」「事務と選挙がありますから」「柳さんの思うとおりになれば良いですね」「誰が聞いていたのですか」と電話にて関係のない生活保護を盾に関わる脅迫とも思われる誹謗中傷を繰り返し、信貴良太市会議員が三回にわたる聞き取り調査による再調査の要請を無視して来ました。

約一年経ち、信貴良太市会議員とわざと時間をかけて、放置して置き、このまま口を拭って、ごまかせるとE職員は思っていたのでしょうか。こちらは対策を立てて、再度、南区総務課G職員に連絡を入れて、再調査の要請をしたところ、E職員から電話があり、以前の四月までの私の担当者の現在、子ども青年局所属のH職員に伝えていたとのことでしたが、H職員からその様な事は聞い

たこともなく、信貴先生、G職員も証人ともう一年もの間E職員が再調査をしない事は、はぐらかしと誤魔化しをしていることは証拠となり、また確実な事実としての職務怠慢行為です。彼らが隠蔽工作をしていることの事実です。電話しても内容ない私に通じているのか、また以前と現在の担当職員についてや、犯罪を行った職員はここにはもういない、またその様な発言はしていない。柳さんにこの職員は謝りたいと告げてくるなど、以前から公務中とは思えない支離滅裂な人を見下した内容の無い事を言い、以前から信貴先生と共に、南区生活援護課の運営人が、はぐらかしと誤魔化しの話術でくる回答を事前に想定して、用意し考えており、問題は職員のコンプライアンス違反ガバナンス違反による、公務中とは思えない人権侵害と業務違反であり、精神障害者と疾患を考慮せず、自分で地域を支配し、自分勝手にルールを作り妄言誹謗中傷を繰り返すと暴力主義で自身の規律で業務運営を一人でしており、上司への意見、判断を求める事もなく、世間一般常識から乖離した歪な組織運営が行われており、それを知りながら、ずさんで人権無視の違法行為を認識し、また、容認している運営人が問題であり、制度と組織運営から鑑みて中区で起きた生活援護課の職員による事件と生活援護課と同様の事件構造であり、私自身がもし市議会議員の先生や医師に援助を要請していなければ、同じように、仮に訪問を受け入れても暴言を吐かれ続け、物を壊されても、殴られてもチェック機能もなく、虐待を現在でも続けられていた可能性が当然ある事は否めません。自身の安全を守る事は自然権として保障されております。

何度にもわたり、南区総務課G職員から、生活援護管理課I職員を通して担当課長に生活援護管理課から、人事課に調査処分を要請しましたが、ただ担当課長のJ職員は、誰かに言われてごまかす為に本人は言っていないと言うだけで、それもこちらは想定しており、問題はコンプライアンス違反とガバナンス違反による公権力の行使による業務違反でただ証拠書類を管理課に上げれば良いだけで、何度も電話にて告げても時間をかけても行わず、黙り込んでしまって、ただする事は明白で記録を管理課に送り、南区生活援護課において業務違反を認めて人事課の御裁断をお願いする事でした。G職員の再三にわたる要請で上席に確認をするとの事でした。はぐらかしと誤魔化しの夜郎自大のずさんな組織運営がされている証拠です。

中区で起きた生活援護課の事件後でも、身内による中身の無い進歩も向上心も望めない組織的な人権侵害の温床になる運営業務が行われており、市議会議員先生の説得と前担当者のこの事件の不正人事為に北区にわずか二年で転勤を命ぜられたB職員の誠実な対応と保護により、現在は生活保護を受給できるようになり、他の職員からもB職員が不正人事であることの動揺があるそうです。誰が見ても不正人事です。

私自身が訪問と電話には数回にわたり、二人の係長にわざと何のためか隠して質問を起こしたケースワーカーの職務違反についてしてきました。私の居住地は南区区役所から遠方で、電車バスでは無理であり、気候天候の問題もあり、また病気障害衛生、効率も考えて自転車では無理だそうです。また上司に意見判断を求めまた、対象者が病気や障害者である場合は必ずその人が必要とさ

れる福祉を導くためにも、上司からの判断を聞くことは絶対との事でした。完全な規律違反です。社会人の基礎とされる誠実に欠けており仕事の処理もいい加減で雑であり、終始、誤魔化しとはぐらかしの隠ぺい工作だけの頭しかなく、進歩も向上心も望めない連中です。福祉に関わる公務員として第一歩から失格です。

過ちを知らながら改めようとしない、これが本当の過ちです。

同時期に中区で暴力主義による人権侵害虐待行為が生活援護課ケースワーカーによる事件がおきており、日常的に生活援護課男性職員による人権侵害が行われており、この事を知ったのはほぼ数か月前で、もし私が身の危険を感じて市議会議員の先生方と主治医、父の援助を求めなければ、同じ様に障害者と知りながら虐待行為を男性担当者がそれを知りながら放置する無責任な上司による人権無視の虐待行為による命の危機に追い込まれていました。当時の係長B職員は私が障害者で病人で寒さと困窮状態にある事を知りながら放置し、8か月に渡る当然、受けられるべき社会福祉保障を侵害し、暴力主義による人権侵害虐待行為を隠蔽し、何ら対策もせずには福祉に関わる人間として失格であり、当時のセンター長、生活援護課長、また隠ぺいを行った現センター長の（当時生活援護課長）E職員です。B職員とA職員には刑事罰による更生が必要でありこのような人物を市の職員として、また社会に放置しておく事はできません。

障害者差別解消法違反、障害者虐待防止法違反、精神保健福祉法違反、人権宣言都市条例違反、コンプライアンス違反、ガバナンス違反、公務員権の乱用、脅迫罪、地方公務員違反、生命、自由、安全、圧制に抵抗権は自然権としてすべての国民に保障されており、重大な憲法違反である事は明白です。

受理年月日 令和6年7月11日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区
呼吸の自由を取り戻す会・関西
鹿 釜 美千代

新型コロナワクチン副反応被害にあわれた方への支援について

陳情の内容

令和3年2月から新型コロナワクチンの接種が始まり3年半が経ちました。

現在の新型コロナワクチン副反応による被害状況
(全国)

新型コロナワクチン副反応疑い報告

死亡者数 2,204人（令6,7/29現在）

予防接種健康被害救済制度（令6,7/31現在）

進達受理件数 11,645件、認定 7,835件、否認 2,085件

死亡進達受理件数 1,444件、認定 747件、否認 284件、保留 4件

堺市においての副反応疑い報告件数 168件、内 死亡報告 7件

予防接種健康被害救済制度 申請件数 55件、内 死亡報告 9件

認定数 24件、死亡認定 1件

6月定例会において、堺市の副反応疑い報告168件と救済制度申請件数55件とで、重複しているのは3件のみということが分かりました。

副反応疑い報告での死亡報告は7件、未回復15件、軽快37件、後遺症4件、未記入又は不明31件あり、未記入、不明の中には6件が症状が「重い」と報告されています。

副反応疑い報告での死亡報告7件の内、2件は「関連あり」となっており、「評価不能」と報告は上がっているものの、報告者意見では、「ワクチンとの関連が疑われる」「ワクチンとの因果関係は否定できない」と記入されているものもあります。

なぜ救済制度の申請をされてないのでしょうか。救済制度は必要ないと考えておられるならそれでいいのですが、

- ・救済制度そのものを知らない
- ・救済制度は知っているが体調が悪くて書類を準備できない
- ・認定されるかどうか分からないのに、カルテ等の書類を準備するための費用を出すのは辛い

という理由で救済制度の申請が出来ずにいる方がいらっしゃるなら、救済制度のことを広く市民に周知し、必要な支援を行うべきなのではないでしょうか。

昨年11月から「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」という案内チラシを接種した方にお配りいただいているようですが、副反応疑い報告で医療機関から報告が上がっている方168件全ての方が令和5年6月以前に接種し、副反応被害にあわれています。

また、救済制度申請者の方々のように医療機関でワクチン副反応を見落とされている方もたくさんいらっしゃるかと推察されます。

実際に報告されている数字、申請件数は氷山の一角であると6月定例会にてお話がありました。よって、以下の内容を要望いたします。

新型コロナワクチン副反応被害で苦しんでいる市民に救済支援をお願い致します。

<陳情事項>

1. 堺市人口80万人の内、ワクチン接種を行った市民に対し、健康被害実態調査を行ってください。
2. 予防接種健康被害救済制度の説明、コロナワクチン副反応相談窓口の連絡先を書いたご案内をワクチン接種をした市民に送ってください。（ホームページに掲載しているだけでは広く市民に知らせることはできません。）
3. 副反応健康被害に対応する病院、医療機関の整備を行い、市民に周知してください。

検査しても異常が見つからず、副反応症状を理解してもらうことができず、何件もの医療機関をたらい回しにされるケースが多々あるようです。

4. 救済制度申請に必要なカルテなど書類を準備するための文章費用の支援を行ってください。
名古屋市をはじめ、泉大津市、関市、各務原市など、文書費用の支援を独自に行っている自治体があります。

ワクチン副反応被害で職を失ったり、治療費がかかり、生活が困窮している方にとって、文書費用を捻出するのはとても大変です。

5. 副反応被害の治療費の支援を行ってください。

名古屋市、泉大津市のように医療費の3/4を支援する自治体、お見舞金という形で支援している自治体があります。

堺市も生活に困窮している副反応被害にあわれた方への支援策を早急に講じてください。

6. 堺市の新型コロナワクチンの接種記録の保管期間を永年保管に延長してください。

新型コロナワクチンは1年足らずで開発された未知のワクチンであり、中長期的な安全性は全く分かっておりません。

何年先になるか分かりませんが、現在の副反応被害の異常な数の多さや、国内外で起きている新型コロナワクチンの訴訟などを考えると将来「薬害」として扱われる可能性は極めて高いと思われます。

国や他自治体においても接種記録の延長について議論されているところではございますが、すでに接種記録の延長を決めている自治体もあります。

永年：多摩市、品川区、白井市、流山市、九十九里町、壬生町、塩谷町

30年：水戸市、小平市、清瀬市など（新型コロナワクチン後遺症患者の会HPより）

7. 今年10月から新型コロナワクチンの定期接種が始まります。

対象となっているのは、

- ・65歳以上の方
- ・60～64歳の基礎疾患のある方（心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方）などが書かれています。

しかし、接種を受けるに当たり注意が必要な方に「心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある方」と書かれています。

一体、どっちなのでしょう？

製薬会社が出している添付文書を確認しますと、接種要注意者として、

「心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者」と書いてあり、妊婦、授乳婦、小児、高齢者は注意が必要と書いてあります。

対象としつつ、接種するのは要注意な方です。

これまでの副反応被害の状況とあわせ、慎重な判断をするよう市民に周知してください。

また10月から新型コロナワクチンの接種をされる医療機関、病院におきましては、必ずワクチンの添付文書をしっかり確認していただき、インフォームドコンセントを行うように周知してください。

受理年月日 令和6年8月5日

子どもの権利条例について

陳 情 者 大阪府守口市

子どもの権利条例の制定を求める会

西 島 大 輔

子どもの権利条例の制定を求める陳情書

陳情の内容

国連総会で1989年に採択された「子どもの権利条約」を日本は1994年に批准しています。

同条約は、18歳未満のすべてのひとの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

大阪府内でも2012年に泉南市で「子どもの権利に関する条例」が制定されており、熊取町でも2024年に同条例が制定されています。（2024年5月現在、全国で69の自治体が制定しています）

大阪府の政令指定都市でもある、堺市で子どもの権利条例の制定がなされないのは何故なのでしょう。

堺市で子どもにやさしいまちづくり、子どもの権利の理解促進、権利侵害からの救済がされるためにも、子どもの権利条約に基づく、堺市での子どもの権利条例の制定を求めます。

受理年月日 令和6年8月5日

大浜北町市有地活用事業について

陳 情 者 大阪市大正区

ノア・ドルフィンドームに反対する会

代表者 木 下 直 樹 他 1,501 名

堺市大浜北町市有地活用事業におけるイルカの生体展示の撤回を求めます

陳情の内容

私たちは、堺市およびノアファシリティーズ株式会社が管理する「ノア・ドルフィンドーム」のイルカの生体展示について、以下の理由から反対します。

世界の多くの国々では動物保護の観点から、水族館、動物園、サーカスなどでの野生動物の飼育やショーが法律で禁止され、日本国内でも、イルカ追い込み猟からの入手が禁止されるなどの社会情勢の変化を鑑み、しながわ水族館がリニューアル後からイルカショーを廃止すると発表しています。

また、隣国の韓国では、2023年11月より、イルカショーの禁止、水族館が新たに鯨類を保有することの禁止、来園者が動物を触る・乗る・餌を与えるなど、動物にストレスや苦痛、恐怖を与える展示を禁止した法律が施行されています。

このように、各国で動物利用を廃止する政策が拡大し批判的な目が向けられる中において、生きたイルカを利用した体験型施設の新設は、野生動物をエンターテインメントに利用することが当然であるという誤った認識を次世代の子どもたちに植え付け、当該施設を保有する市としても倫理観の欠如や教育水準の低さを示す象徴的な事例となることが危惧されます。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 堺市内の動物園、水族館、触れ合い体験施設などに対し、日本動物園水族館協会が定める適正施設ガイドラインや札幌市動物園条例を参考に点検を行い、動物福祉向上と環境エンリッチメントの取組みに努めてください。

建設委員会審査分

2. 堺市およびノアファシリティーズ株式会社が管理する「ノア・ドルフィンドーム」でのイルカの生体展示を撤回してください。

上記2点について陳情しますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

受理年月日 令和6年8月5日

大浜北町市有地活用事業について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

「神戸須磨シーワールドのオルシー君に勝ってください」につき

陳情の内容

神戸須磨シーワールドが本年6月1日のグランドオープン以来、連日ネットニュースで報道されています。ユーチューブ動画での再生回数もうなぎ登りの大人気です。

魅力的なキャラクター「オルシー君」に加え、愛らしいイルカマンホールの設置、碧い汽車型のビーチトレインの運行開始。レストラン「ブルーオーシャン オルカスタディウム」で食事して、「ナイトドルフィンパフォーマンス」で舞い上がる真夏の恋の夢。

まさにとどまることを知らぬ進撃です。

おまけに和歌山県でもイルカと一緒に楽しく泳げるおでかけスポットが続々と開設されているようです。

まずいです。このままでは神戸と和歌山に挟撃されてしまいます。

大浜公園の「お猿のリーモ君」や「やどかりアイス」だけでは太刀打ちできそうにない状況です。

堺市においても旧港のイメージキャラクターを創出してアピールするとか、ミャクミャクマンホールと並ぶ話題性のあるマンホールを設置するとか、周辺でPRのトレインバスを運行するとかできませんか。「神戸須磨シーワールド」以上の斬新な企画力で猛追して攻勢をかけてください。

旧堺港整備の担当部局である都心未来創造部においては優秀で勇敢な指揮官のもと、各担当課ともに一体の矢となり停滞する堺市の暗雲を切り裂いて、明るい未来への一筋の光明をもたらしてください。

堺市議会の議員諸兄におかれましても、ますます知恵と創意の汗をかき、担当部局への配慮の行き届いた厳しい指導監督、暖かい応援激励をされますようお願いいたします。

単なる小手先ではなく、イルカのようなしなやかな知恵と勇気を巡らせて、真に創意工夫ある創造で正々堂々と清々しくオルシー君に勝利してください。負けたら承知しません。

追記：わざわざ遠路はるばる堺まで来て堺市民、堺への訪問者の人々に癒しを与えてくれるイルカさんです。いつまでも末永くイルカさんに活躍していただくために、イルカさんのストレス軽減とメンタルと命を守るための、堺市独自の「イルカさん取り扱い指針」の策定をお願いします。イルカさん、死なせたら承知しません。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 堺市独自の「イルカさん取り扱い指針」の策定をお願いします。イルカさん、死なせたら承知しません。

建設委員会審査分

2. 神戸須磨シーワールドのオルシー君や和歌山のイルカさんたちに負けないでください。勝ってください。負けたら承知しません。

受理年月日 令和6年8月5日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市東区

動物愛護団体いちよう

山 崎 知 子

陳情の内容

猫（動物の）保護施設を含む多目的施設を要望します

以下の施設を要望します。

① 人間のコミュニティの場を含む、動物シェルターの設置

階上にて行き場がなく邪魔もの扱いされている猫その他の動物の為の収容施設

一階にて現存するボランティア団体（生涯学習サロンやSS倶楽部）や一般の地域住民で行っている各催しや活動の為利用して貰い、堺市の出前講座の活性化の為、毎日日替わりで講座を開き、内容を堺市民に理解・浸透させる

リタイアした盲導犬の受け入れ

堺市動物指導センターと共同で野生動物の匹数の適正化を行う

動物病院の併設

南海トラフ等の大規模災害の折、ペット連れの人たちを受け入れられるよう階下に設備を備える

ライフラインが途絶えた際、ペットフードや水などを無料支給出来るよう在庫する

人間に対して炊き出しなどが出来るよう必要物品を在庫する

② 動物専用の斎場の設置

③ 大阪府内の野猫（動物）の避妊去勢費用の負担

④ ペット可の老人ホームの設置

⑤ イベントルームの設置

老人ホームからも鑑賞出来、又、一般の人と交わる場を作る

活性化につなげる為使用料を安価に設定する

雨天でも使用可能なよう屋内で設置する

ワンコインで飲食出来るお店の併設

⑥ 堺市動物指導センターや堺市のボランティア団体にも併設して貰う

⑦ のびのびルームの設置

⑧ ペット可の車いすでの生活可能な府営・市営のマンションの設置

全ての事について、会社として、もしくは個人的にやって欲しいとよく行政から言われますが、実際には地域猫活動一つとっても金銭なことからも非常に難しいです。丸投げにせず、是非、行政で取り組み、監督して頂きたいと思います。

地域猫活動は個人的にすると猫嫌いの地域住民とトラブルになる事が必至で、誰も仲立ちしてくれず、警察を呼ぶしか手立てがありません。大きな保護団体など、行政の助けは要らない、避妊去勢も自分達で行い、文句を言ってくる人には冷静に落ち着いて話し合えば分かってくれると話している団体がありますが、私の経験上、猫の活動の為の資金は常に不足し自腹が続く事から生活も苦しくなります。猫嫌いの人も第一声は怒号なので、とても話し合い出来るような状況ではありません。後日、保護団体や市役所に説明して貰おうと考えてもどこに住んでいるのかも分からず、更に後日出会おうと又、怒鳴り散らかされます。

又、猫は避妊去勢後、元居た場所にリリースするとその後数年は住み続ける事になるので結局その間、その周辺の人たちに迷惑をかける場合があります。大阪公立大学でも地域猫活動であると分かっている、猫にご飯をあげているだけとしか思えないと文句をいう一部の教職員や学生、警備員が後を立ちません。捕獲はほんの一瞬でその後続けている給餌だけをとりまえて文句を言われるのは私たちです。以前から非常に困っています。

地域猫活動は、最初は保護の為の大きな場所が必要でお金もかかるかと思いますが、避妊去勢を確実に進め、猫を減らす事でその負担は年々減額していく筈です。

動物好きも動物嫌いの人も共に気持ちよく暮らせるよう、行政のお力を是非、お貸し頂ければと思います。

どうかご検討宜しくお願い致します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 動物のシェルター設置

現在、私が地域猫活動する大阪公立大学には130匹前後の野猫がおり、5年程前に大学の援助を受け、ひと☆ねこ部という大学のクラブとサポーターであった私と他のサポーター達とで避妊去勢を進める事が出来、一旦、野猫の件は終結したかのように見えてましたが、避妊去勢してもリリースする事で大学内には猫たちが数年に渡って住み続ける為、猫に餌やりする私たちに対して怒鳴る・威圧するなど猫嫌いの教職員と学生、警備員からの暴力的な言動が止まず、猫たちに対してもご飯・水を与えないなど虐待が絶える事はありません。

又、完全に避妊去勢が進まなかった為、又、増えてしまい、今度は別の保護団体が避妊去勢していますが、この団体は猫にご飯をあげない事もあり、以前のように完全に全ての野猫を避妊去勢する事は出来ないのではと懸念しています。

猫を嫌う大阪公立大学の教職員と学生、警備員は、夏場は水を与えないようにと猫の為の水を捨て、冬場が猫が暖をとることを出来ないよう木々を削り、猫の居場所をつぶしています。猫が研究の邪魔になると再三言われておりますので、大学の為にも猫の為、施設を作り、そこへ猫たちを移動させて猫たちの世話と適正管理をさせて頂き、大学には質の高い学生の育成と更なる研究を落ち着いた環境のなか進めて頂きたいと考えます。

又、地域猫活動を正しく進め、避妊去勢をきちんと進める為に、現状、どこにどんな猫がいるのか、野猫その他の動物の匹数の把握をしていきたいのですが、大学の中だけでも人の前に姿を現わさない野猫等が確認出来、現状ではその把握は非常に難しいです。所在が分かっている猫を施設で引き取れば、姿を現わさない猫（動物）等が見え隠れするようになり、捕獲につなげていけると考えます。

2. 動物専用の斎場の設置

現在、ゴミと一緒に焼かれ、大阪湾に埋め立てられている動物たちを何とかしたいです。猫（動物）たちはゴミではありません。動物専用の斎場を作り、インスタグラムにあげてもらえるような可愛らしいモニュメントを作ってその下でゆっくり眠らせてあげれば、宣伝になり、寄付にもつなげていけるのではないかと考えます。

3. 大阪府内の野猫の避妊去勢費用の負担

猫の避妊去勢が進まない理由は、野良猫たちに関わると大阪公立大学の猫嫌いの教職員や学生、警備員のように怒鳴りつけて猫への活動を止めさせようという人たちが後を絶たないからです。個人的に野良猫に関わると必ずトラブルになります。又、猫の避妊去勢代金は高く、個人的に何匹も避妊去勢をするのは難しいです。是非、行政主体で地域猫活動を進め、その費用も負担して頂けると、地域猫活動に反対している人も納得され、これまで以上に避妊去勢が進むと確信します。

又、堺市では今、猫以外の色々な野生生物が増え始めています。猫を捕獲している際、それらの動物も捕獲されたなら、それらについても避妊去勢していけば野生動物の数を適正に管理していけると考えます。

カラスなどの鳥については増えて困っているというのであれば、カワウの対策と同じくドローンを使って数を管理していけばと考えます。千葉県の子の様に増えすぎてからでは遅すぎます。時間や費用など負担が大きくなるばかりです。増えてきたと感じたのならなるべく早くから対策を打つべきです。

4. ペット可の老人ホームの設置

8. に追従して、現状、高齢者の一人暮らしが多く見受けられます。行政は人とつながれと進めていますが、正直な話、仲良くすると面倒臭い人も多く、一人の方が気楽でいいと考える人もよく話に聞きます。気の合わない人とつながるよりペットと共にマイペースで暮らす事を希望する高齢者は意外と多いと思います。が、高齢者になると最後まで面倒をみる事が出来ないかとも思い、動物を飼う事を断念している人が多いのも事実です。

ペット可の住居で一緒に暮らし、そこでの暮らしが難しくなれば、更に受け入れが出来る老人ホームがあれば安心です。更にそこでもペットを面倒みるのが難しくなれば、ペットの施設で面倒を見ていけば、今よりもたくさんの人が動物と末永く安心して暮らせるようになり、猫（動物）の里親の増加にもつながられるのではと思います。

又、老人ホームでの生活は非常に退屈で閉鎖的です。しかし、施設の介護士がそれに対応出来るほど時間や人数の余裕はありません。人間のコミュニティの場を含む、動物の施設（シェルター）が併設され、ワンコインで送迎して貰えるボランティアを募集し、気軽にコミュニティの場に参加出来れば、ペットと過ごす、以外に、自分が興味のある講座などに気軽に参加出来、残りの人生が少しでも楽しめるのではと考えます。

それと、現在のペット可の老人ホームは料金が高すぎて普通の人には入れません。

5. イベントルームの設置

小規模でいいと思いますが、低料金で発表会等が出来る場所を作って欲しいです。更に、老人ホームの人たちにも自由に見られるようなスペースを設けてあげたらと考えます。

又、毎月炊き出しを含むフリマ等のイベントを行い、大規模災害の折にはライフラインがつながるまで近隣住民の方への援助が円滑に行えるよう練習をしていけたらと思います。材料については備蓄している物から古くなってきているものを使えば無駄を出さずに練習出来ると考えます。

6. 堺市動物指導センターや堺市のボランティア団体にも併設して貰う

老人ホームで退屈している人たちも参加出来るように毎日何かしら講座があると施設ではイベントを行う事無く介護士さん達の負担が軽減出来るのではと考えます。老人ホームに入っている方も入居者さん以外の人たちと交流する場があっていいと思います。

又、堺市動物指導センターの職員さんの協力は欠かせません。なるべく近くもしくは猫（動物）の施設内で業務を行っていただく事で常に円滑な情報交換行えたらと考えます。

又、各市区町村の市役所の方との密な連絡網も今後の猫（動物）の匹数管理には必要だと考えます。

7. のびのびルームの設置

老人ホームでは早出や遅出、夜勤といった時間帯の人員の確保が難しく、その事が元で職員同士のトラブルが絶えず、常に退職者が出てきます。子育て中の若い方に長く安心して働い

て頂き、これらの時間帯に勤務が出来るよう、学校が終わった子ども達を預かり、出来れば、夜食や入浴といった事も老人ホームの設備を利用として済ませてあげられたらと思います。

又、朝早くからの子どもの預かりも負担してあげると働いているお母さんたちの日々の生活の負担の軽減につながるのではと思います。年配者の介護士が無理なく仕事出来るよう出来る仕事内容にも配慮が欲しいです。

建設委員会審査分

8. ペット可の車いすでの生活可能な府営・市営のマンションの設置

現在の住居はペット不可の住居があまりにも多すぎます。動物を飼う事を断念している人も多く、飼ってはいけないところで止むにやまれず飼い、トラブルになるとか、退去させられるとか気の毒です。お隣の韓国では90%近くのマンションで動物を飼う事が出来ると聞いています。日本はあまりにも遅れています。

行政で率先してペット可の住居を勧めていき、体が多少不自由になっても長く動物が飼えるよう配慮した住居を作って欲しいです。

受理年月日 令和6年8月5日

工場立地について

陳 情 者 堺市北区

シャープ立地への公金支出をただす会

事務局長 長川堂 いく子

堺市南区

松 永 健 治

陳情の内容

5月14日、シャープが堺工場の生産停止を発表した。工場稼働からわずか15年である。

このシャープ堺工場進出（2007年7月31日発表）にあたって、大阪府と堺市が「破格」の公金支出（減税や補助金支出など）をすることに対し、当時私たちはじめ多くの住民が異議を申し立て、住民訴訟を行った。しかし、大阪府と堺市は、「10年間で11兆円の経済波及効果」がある、「税収効果も、10年間で130億円」あると発表し、「破格」の支援策の「意義」を説明していた。当時、就任した橋下徹知事は、「財政非常事態宣言」を発して医療、福祉、教育、文化施設などの府民サービスを大幅に見直し・削減に踏み出していた。その一方、シャープ工場進出にあたって、大阪府は「補助金、10年で150億円」、堺市も「8割の減税（10年間で240億円）」という全国最高額の財政支援策を行うとした。

これに対して、当時私たちは、①財政支援策は、余りにも過度である。堺市は、「8割減税しても、残る2割（130億円）の税収がある」（税収効果）と発表したが、減額される地方交付税のことが全く触れられていない。8割も減税したら、地方交付税の削減額（75%）を考慮すると、堺市の財政収支上は差し引き多額のマイナス（▼147億円）になってしまう。そのツケは、市民サービスに影響を与えることになる。過度な財政支援は見直すべきである。何よりも、住民に正確な情報提示を。

②堺市が発表した「経済波及効果」（10年間で11兆円）の根拠を示すべきである。シャープは、シャープ工場内外の関連企業（協力業者）と一体に生産活動を行っている（亀山工場での実態）。したがって、堺市内の地元企業との取引を期待しても、本当に実現するのか？過大な波及効果予測ではないのか？地域に根差した内発的企業政策こそ重要ではないのか。

③当該地区（シャープ堺工場）の開発の手法・インフラ整備については、行政が丸抱えで行うこ

とになっている。開発者・進出企業に応分の負担を求めるのではなく、行政（国、府、市）が費用も含めて全て責任を持って行うことになっているが、これは、都市開発の考え方から逸脱した支援策ではないのか。

概要、以上の指摘・提起をしてきた。

しかし、堺市は、私たちの指摘・提起を正面から受け止めることなく現在に至った。

そこで、今回の事態を受け、今後の企業誘致策等に活かすために、以下の陳情をさせて頂く。

以下、シャープ立地への公金支出の差し止めを求める住民訴訟（2009年～2018年）を取り組んできた私たちとして、今回の事態を受けて改めて陳情させていただきます。

<陳情事項>

1. 堺市は、「財政効果」「地域経済への波及効果」は大きいとしていたが、結果的にどうなったのか？速やかに具体的に明らかにすべきである。なお、恣意的にならないように、第三者による検証委員会を設けて検証を行うこと。
2. 今回のシャープ堺工場誘致策の特徴は、巨額の財政支援に加え、周辺のインフラ整備を行政丸抱えで行ったことである。この手法をより大胆に展開したのが「万博・カジノ」だと言える。したがって、この手法についての検証を行うこと。
3. 今後の事業転換等を巡って、改めて更なる公的支援の可能性もあるようだが、絶対にやめるべきである。「破格」の財政支援等を受けて進出した企業が自己都合で撤退する場合は、地元・地域への説明と一定の責任を果たすことが先決ではないか。私たちは、撤退にあたって「ルールづくり」が必要ではないかと提起してきたが、まさにそのことが求められる。

受理年月日 令和6年8月5日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北 岡 秀 彦

垂 井 寛

浜 野 美智子

陳情の内容

この度、堺環濠都市北部地区に関連して、当会が前回議会に陳情し、それに対する堺市当局の回答が公表された後に、状況に重大な変化があったこと、また、新たに看過できない問題が発生していること等から、今回も引き続き、堺環濠都市北部地区に関する陳情書を提出させていただきますので、ご回答のほどよろしくお願い致します。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. この夏は、堺市文化財課発行の堺市歴史的風致維持向上計画のパンフレット『堺の歴史的風致 まなびのススメ』にも、「環濠都市内最大の夏祭」と記載されている、住吉大社の神輿渡御（「おわたり」）に関して異変がありました。もっとも、既に去年（2023<令和5>年）から、ほとんどの住民が知らない間に祭が変質していた事が、今年になって広く知られることになりました。

住吉大社の堺頓宮への神輿渡御は、例年8月1日に開催されますが、昭和35年（1960年）を最後に徒歩の行列が取り止めになり、長くトラック渡御の時代が続きました。2005年（平成17年）に徒步行列が復活、翌年には神輿の川渡りも再開され、コロナ禍の前まで続きました。令和2年～4年（2020～2022年）の間コロナ禍のために中止され、昨年、沿道の住民をはじめとする市民にほとんど知らされる事なく復活されたものの、その時すでに異変が起こっていたようです。

今年の神輿渡御は、目撃した人によると、大和川にかかる大和橋の上で、大阪側から行列を組んで担いで来た大神輿だけを一台のトラックに移し替え、関係者を乗せた一台の車が先導す

る形で、頓宮に向かいました。環濠都市の北の橋のあったところで、紀州街道を離れて阪神高速道路の下を南に走り、綾之町の交差点から紀州街道に戻ったものの、その後も頓宮めがけて走り去ったという事です。

このような渡御は前代未聞です。神輿の担ぎ手がなく、長くトラック渡御が続いた時代にも、一方通行の街道を交通規制して、トラックが神輿や行列を乗せてゆっくりと進みました。もちろん、ご神体を乗せている訳ですから、当たり前です。高速道路の下を、荷物を運ぶように神輿を乗せて、普通に運行していくような「神輿渡御」は、既に「神輿渡御」とは言えません。

昨年、2期計画が国に認定された堺市歴史的風致維持向上計画でも「維持向上すべき歴史的風致」として、住吉大社の「神輿渡御にみる歴史的風致」が上げられています。しかも、それは計画の重点区域である環濠都市に位置するものであり、とりわけ重要なものの一つです。このような神輿渡御に関して、去年今年と重大な変更が市民や住民にきちんと説明されずに行われたことは由々しき事態です。

すなわち、本来、大社の神輿が通る紀州街道でも、今回、高速の下に振り替えられた部分は、戦災を逃れた堺環濠都市北部地区の北エリアの中央を南北に貫く部分で、堺環濠都市北部地区における町なみ再生事業の重点地域であり、私たちが堺市と協働で取り組んできました景観規制の対象地域です。このような重要な地域をわざわざ外すという事はどういうことでしょうか？ 前述しましたように、「神輿の担ぎ手がない」とか「一方通行」は理由になりません。

堺市歴史的風致維持向上計画では、神輿渡御のルートについて以下のように記述しています。

「現在の祭りにおいても同様に神輿は住吉大社を出発し、数百mにも及ぶ列をなしながら紀州街道を南へと進む。その道中では見物人で賑わい、活気に溢れている。市境にあたる大和川に到着すると、神輿だけが川中の祭場へと進み、大阪側から堺側への『ひきわたし』が行われる。堺側へ入ると近世から戦前の町家が残る北旅籠町から桜之町へと進み、チン電の愛称で親しまれる阪堺線のある大通りが見えてくる。綾ノ町電停から神明町電停の東側には山口家住宅をはじめとする町家も残され、神輿は市街地をさらに南へ進む。街道沿道にはチン電の他、ザビエル公園も見られる。行列は各町ごとの印が描かれた提灯を掲げた家々の前を通り、日が暮れかけた頃、ようやく神輿が御旅所である宿院頓宮へと到着する。」

つまり、今回高速道路の下に変更されたルートは上記に「近世から戦前の町家が残る北旅籠町から桜之町へと進み」と書かれている部分で、神輿渡御のルートにおいては、もっとも情緒の残る部分でもあります。しかも、昨年・今年的神輿渡御の実態は、先に述べたように、上記のところ以外でも、渡御といえるものではなかったという事です。

また、本計画は、この項のまとめとして以下のように記されています。

「大和川で引き渡された神輿は、近世の町家が点在する紀州街道で各町の印が描かれた提灯を掲げた家々の前を経て、チン電の愛称で親しまれる阪堺線の横を通り、宿院頓宮へと到着する。その後、宿院頓宮や飯匙堀で厳かな神事が執り行われる。このように神輿渡御は「元和の町割」を引き継ぐ市街地を舞台として展開するものであり、『住吉祭礼図屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道やまちなみの中で、堺と住吉大社との古くからのつながりをもつ伝統の重みを伝え、海を背景に歩んできた堺の人々の信仰心を感じることができる。そして、伝統に対する想いは、地域を越えてつながり、人々が訪れ、交わり、賑わってきた古いまちなみや街道等において、古き良き時代の香りを今に伝えている。」

去年・今年の「神輿渡御」は、「維持向上すべき歴史的風致」の「維持向上」どころか、「歴史的風致」の著しい低下、というより、既に「歴史的風致」の消滅という事態に陥っていると言わざるを得ません。この計画を作成し、国の認定を受けた堺市としては、この事態をどのように考えておられるのでしょうか？ また、永藤市長も以前、装束の「かみしも」をつけて、行列に加わっておられましたが、このような事態を市長は、どのように考えておられるのでしょうか？

また、今年は、住吉大社の夏祭と密接な関係のある、堺の夏の風物詩的行事「大魚夜市」の開催日が初めて変更になりました。従来、神輿渡御の前日の7月31日に開催されていましたが、今年、突然、7月27日の土曜日に開催されるということになっていました。土曜日の方が人が多く来るかもしれないという以外の理由は示されていません。

住吉大社の神輿渡御や、それに関連する大魚夜市について、このように、歴史や文化をないがしろにした事態に対して、類稀な文化資産を正しく活用すべき、観光部、歴史遺産活用部や博物館はどのように対処されるおつもりでしょうか？世界文化遺産を持ち、大阪府で唯一歴史的風致維持向上計画が国に認定されている堺市の歴史文化関連部局としてのご見解をお聞かせ下さい。

2. 前回陳情書でも述べたように、前々回の陳情の回答では、公益社団法人・堺観光コンベンション協会が発行している「堺観光ガイドブック」について、「改定作業を進めており、鉄炮鍛冶屋敷や文化財、伝統産業事業者等の情報を記載し、観光誘客やエリア周遊につながるものにします。」との回答をいただきました。また、その前文には、「本市は、古いまちなみが残る堺環濠エリアを鉄炮鍛冶屋敷など歴史文化資源が集積する観光誘客の重点エリアと位置付けています。」とも書かれていました。

しかし、改定されたガイドブックを拝見すると、確かに、前ガイドブックのイラストマップですっぱり抜け落ちていた、環濠都市北部地区の北エリアもマップの範囲に入り、鉄炮鍛冶屋敷も新しく掲載されていましたが、回答にある「古いまちなみが残る堺環濠エリア」はどこな

のか、鉄炮鍛冶屋敷の記事を読んでも全く分かりません。

また、前回の陳情の回答でも、「鉄炮鍛冶屋敷など戦災を免れた歴史的建築物が数多く残り」とも書かれていましたが、「歴史的建築物が数多く残」っているのは、北部地区です。このガイドブックを見ても、全く分かりません。このように、堺区の観光案内も十分ではないのに、この薄いガイドブックの中に、突然、ハーベストの丘やビッグバンなど他の区の施設等の中途半端な紹介記事が脈絡もなく掲載されています。これは、前ガイドブックでもそうでしたが、中途半端な紹介をされる施設等にとって、とても失礼な事ではないでしょうか？ 堺市全区観光ガイドブックをつくるのであれば、それだけのボリュームのものになるでしょうし、薄い冊子に分けて作るならば、それぞれに、特色を十分に出すべきでしょう。

このガイドブックも焦点を絞って、観光客の方々に分かりやすい案内にするべきではないでしょうか？ たとえば、泉北等の記事を分冊にまわせば、そのスペースで、堺市が「観光誘客の重点エリア」と位置付けている「古いまちなみが残る堺環濠エリア」や「歴史的建築物が数多く残」っている場所はどこなのかを、観光客の方々に示すことができるのではないのでしょうか？

また、既に改定してしまったガイドブックについては、不十分な部分をチラシ等に掲載してガイドブックに挟んだりすることで、薄いガイドブックを充実させるように努力されてはいかがでしょうか？

この件に関して、堺市観光当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

建設委員会審査分

3. 上記、本陳情書冒頭に、「当会が前回議会に陳情し、その回答が公表された後に、状況に重大な変化があった」と指摘させていただいたように、前回6月7日の建設委員会において、本会世話人垂井の陳述の後、堺創志会の小堀議員（立憲民主党）が、当会の陳情書に対する堺市の回答について、「承服できかねる」ということで、陳情書を取り上げて質疑をされました。

小堀議員の質疑の結果、都市計画部長から「所管課には早急に対話を再開させます」とのご答弁をいただきました。その後、景観室長からも、お電話をいただき、それに対して当会より2回質問状を差し上げ、それぞれ、景観室長からご回答（堺都観第931号・堺都観第1116号）もいただきました。その上で、最終的に、当会は都市計画部長の前回委員会でのご発言を重く受け止め、また、室長のお気持ちも有難く受け止めました。

しかし、前回陳情書に対する堺市の回答には、当会が陳情した景観協議の再開等については全く触れられておりませんし、また、前回6月7日の委員会で都市計画部長が答弁された「対話」の再開についても、当然ながら、全く触れられておりませんでした。したがって、

当会としましては、堺市の「対話再開」という正式な回答をいただいた上で、対話を再開していただくことが、最善であると考えております。

以上のことから、今回、再び、景観に関する協議および、それに関する対話の再開を要望させていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、2019年11月に当会と堺市が共同で実施した北部地区の景観形成に向けての意向把握調査の結果についての説明会は、堺市がコロナ禍を理由に開催する事に同意されなかったため、しかたなく当会のみ主催で、ご協力いただいた地域住民の皆様に対して、2020年11月7日・8日の二日間にわたり、それぞれ都市計画の専門家を招いて、計2回、「説明会・勉強会」として開催しました。この事は、堺環濠都市北部地区協議会ニュース27号（2021/1/7発行）にも記載していただいています。

私たちは、民間の住民団体ですが、住民の皆様に対して、微力ながらできる限りの説明責任を果たそうと努力して参りました。以上、蛇足ながら、付け加えさせていただきます。

最後に、前述しましたように、景観に関する協議をめぐる「対話の再開」について、ご回答いただきますよう、再度、よろしくお願い致します。

受理年月日 令和6年8月5日

堺旧港親水護岸について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

「親水護岸、防犯カメラ設置」につき

陳情の内容

堺旧港三角地でのホテル建設も順調に進んでいます。ペデストリアンデッキが一部開放され、イルカ施設にもイタリアンレストランが先行オープンして、堺旧港周辺も連日の活況を呈しています。

この地により多くの訪問者に来ていただき、出会いと交流、新たな発見に胸躍る港町に生まれ変わる旧港を心躍る気持ちで毎日、眺めております。

ここまで事業を引っ張ってこられた関係各位の諸兄方には敬意を持って深く感謝いたします。

より多くの訪問者が集い賑わい、より広くこのエリアのことが知られることは大変に喜ばしいことだと思います。しかし人流が多くなれば、それだけ事件事故の発生リスクも高まります。

堺旧港三角地周辺にて若干の懸念、不安がありますので陳情申し上げます。

堅川橋の北西横に、堅川橋の国道歩道から内川北側沿いの市道に昇り降りする古い階段があります。短い階段ですが、急勾配で手すりなし。階段部にも滑り止めのゴム等はなく、ステップ部一部摩耗して崩れた状態です。管理所管は近畿地方整備局の南維持出張所とのことですが、万が一の転倒事故で死亡者などでも出た場合、親水護岸のブランド、活用全体に響きかねません。旧堺港のブランドにも傷がつきます。できる範囲で結構ですので近畿地方整備局南維持出張所に働きかけ、市との協力で安全配慮の善処と措置を願います。

堺旧港三角地の「ホテル」ならび「イルカ施設」への誘客導線を図るためのペデストリアンデッキが設置されています。ペデストリアンデッキ上の防犯のため、ペデストリアンデッキ上に向けた「防犯カメラ」は設置されていますが、親水護岸には「防犯カメラ」が設置されていません。本来、港湾部は安全安心な地区エリアではありません。業務車両の往来が多い割には一般人の人目につきにくく、夜間は暗く人通りも絶えて犯罪発生などが起きやすい特性を持つ街区です。大浜公園内とも、昔は夜間に女性、子どもが近づける場所ではありませんでした。

いくら整備を進めようとも、本来的に持ったこの負の特性は、なかなか払拭しきれるものではありません。

今では夜中に子どもたちが連れ立って自転車で旧燈台方面に走ってくのを時折、見かけます。

大浜公園内の乙姫橋の橋上では十年ほど前に、学生同士の喧嘩で死亡事件が発生しています。

以来、この事件を契機に大浜公園内には防犯カメラが数か所に設置されました。

私も真夜中の親水護岸上で、刺青をした半グレ達が女の子同士を殴る蹴るの喧嘩をさせているのを目撃しました。私が割って入って事なきを得ましたが、実に危ないところでした。

親水護岸も、防犯対策として要所要所に防犯カメラの設置を要望いたします。

年々、朝夕に親水護岸をジョッキング、散策等で楽しむ市民も増えています。

北波止町在住の市小学校児童も通学路として親水護岸を使用しています。

少なくとも護岸の各出入口付近には防犯カメラの設置が望ましく思います。

旧港親水護岸の表面管理は堺が行っておりますが、施設整備の所管は大阪府港湾局 堺泉北港湾事務所にあるとのこと。昼夜を問わず、安心安全に憩い楽しめ交流できる親水護岸を創出するため、旧港隣接町会の御意見も聴取のうえ、大阪府港湾局との協議、検討をお願い申し上げます。

これで一段落と安堵することなく、まだまだ進化と発展のため日々の尽力をお願いいたします。

受理年月日 令和6年8月5日

公園の水道施設について

陳 情 者 堺市南区
三原台1丁東自治会
会長 中 西 晃

街区公園への水道施設の整備費用を助成してください（再要望）

<陳情事項>

1. 堺議事第235号（令和6年6月14日付）陳情の審査結果報告について

私の陳情第31号「公園の水道施設」に関する審査結果報告につきましては、以下3点について疑義がありますので、再検討頂きたく陳情いたします。

- (1) 「街区公園は・・・（略）・・・基本的には水道施設を要しない施設です」との回答ですが、私の陳情内容にあるとおり、街区公園は住民にとっては散歩や休憩、緑や草花がある癒しの空間であり、子どもたちの遊び場、地域のイベント開催やコミュニティ活動にとってなくてはならない貴重なコモンスペースです。私は、地域住民にとって最も身近な存在である街区公園にこそ水道設備が必要と考えていますが、なぜ「基本的には水道施設を要しない施設」なのかということについて、具体的に説明してください。
- (2) 公園等の水道施設は、堺市が設置・維持管理を行うとの前提にとらわれているのではないのでしょうか。私が陳情している水道施設の設置・管理主体は、堺市ではなく、自治会等の地域団体であり、水道料金や修繕費等の維持管理についても自治会等の地域団体が責任を負うものとして提案しています。
- (3) 私の陳情内容にある街区公園の4つの役割、つまり「災害時・緊急時の応急対策」「緑や草花の育成、環境保全」「地域コミュニティ活動の育成」「公衆衛生・健康維持に不可欠」は、堺市が担うべき、市民の安心・安全、住民福祉の向上や公衆衛生の保全、緑化の推進、地域コミュニティの醸成などの施策と軌を一にするものと考えています。そのような役割を担う上で、必要不可欠である水道施設の設置費について、堺市が補助や支援を行うことは当然と考えますが、なぜ補助制度を設けることが困難であるのか、具体的に説明してください。

2. 水道施設の設置に伴う堺市の補助について

(1) 水道施設の整備費

水道施設の設置に伴う整備費（引込み負担金、埋設管とメーター設置、道路の掘削と舗装整備費等）については、自治会等の地域団体が1/2を負担し、残り1/2を堺市が負担してください。なお、補助金支出に必要な手続き等については、堺市が別途定めてください。

(2) 水道施設の維持管理・水道使用料の負担

水道施設の維持管理及び水道使用料金については、自治会等の地域団体がその全額を負担します。水道使用料の支払いに必要な手続等については、堺市が別途定めてください。

受理年月日 令和6年8月5日

図書館行政について

陳 情 者 堺市堺区

堺区図書館をつくる会 呼びかけ人 301 人

代表 松 永 直 子

堺区図書館を堺区都心部に建設を求めます

陳情の内容

現在、堺市には、中央図書館と6区館、5分館、2分室、さらに移動図書館がありますが、堺区には区図書館がありません。現状は、中央図書館が堺区図書館の役割を果たしているとのことですが、堺区に住む方々、特に子どもたちや高齢者がなかなか利用しにくい状況にあります。

本年3月と6月の市議会文教委員会において中央図書館の建て替えについて明らかにされたことは、

- 建て替え整備の目安が7年後の2031年であること。
- 現在の中央図書館と堺区図書館の機能を分離すること。
- 都心部に堺区図書館を建設すること。
- 中央図書館は、大仙公園周辺エリアでの建て替えが有力とのこと。

図書館は、どこに住んでいても、一人ひとりの市民に、本を読む楽しみ、知る喜びを豊かに与えてくれます。また知る自由、学ぶ権利を保障し、暮らしの中で感じた疑問や仕事や学習などの情報を提供し、生きる力を与えます。

<陳情事項>

図書館に心を寄せ、下記のことを大切にして堺区図書館をつくることを求めます。

- 豊かな暮らしにつながる確かな資料・情報を届ける図書館
- 温かさやすらぎ、そして自由と夢あふれる図書館
- 人と本、人と人との出会いの場をつくる図書館
- 一人ひとりの居場所・憩いの場を保障する図書館
- 思いやりのあふれる街づくりに役立つ図書館

- 市民と共に育ち、市民と図書館員が共同して創り上げる図書館
- 教育委員会の所管で運営する図書館

受理年月日 令和6年8月1日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

堺市の図書館を考える会

代表 吉 田 マリ子

「堺市の図書館施策の充実を求めます」

陳情の内容

「堺市の図書館を考える会」は、1982年に堺市の各図書館を拠点として洋々な活動を行っているグループや市民が集まり結成した団体です。堺市の図書館の振興発展を願い、これまで活動が続けられました。

ずっと住み続けたいこの堺市に、赤ちゃんから高齢者まで幅広く堺市民にとって誇れる「知の拠点」である図書館の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望します。

＜陳情事項＞

1. 図書館の本・雑誌など資料費の予算を増額してください。

堺市の図書館利用者が図書館に関して、最も望むことは資料の充実です。市民の多様化する資料要求に十分こたえていただくには程遠く、新刊書はなかなか順番が回ってこず、以前購入を打ち切られた雑誌の再購入もままなりません。基本的、専門的資料などを整えて、書店で手に入れることが困難になっている本も図書館で見ることができる、というのも大切なことだと思います。また、各図書館に子どもたちが手を伸ばせば、借りることが出来る本がある、というのも大切です。

2. 正規司書職員を継続的に採用してください。

貸出、返却カウンターは市民の図書館への要望を把握できる一番大切な場所です。正規職員によって、市民のニーズを把握できる体制を強化して下さい。

さらに、図書館は一番多くの市民が集う場所であり、様々な情報が自ずと集まってきます。これらの情報は、図書館活動の活性化だけではなく、住みよい街をつくるために活かすことが可能です。市のお他職場と連携するなど、図書館職員のコーディネートの力を生かす活

動にも力を入れてください。

3. 新中央図書館の実現に市民の意見を十分に反映させてください。

2017年（平成29年）3月に、堺市図書館協議会から、「今後の中央図書館のあり方について」（答申）が出されました。この答申を受けて、図書館は必要な調査をし、市民に対しても、パブリックコメントを実施し、2020年（令和2年）7月に、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を公表しました。

2024年3月文教委員会で、新しい中央図書館は2031年にオープンをめざすという目標が出されました。また、庁内ではプロジェクトチームで論議されていると聞きました。そのチームの論議を市民に公開してください。新中央図書館は、利用者である市民の関心の高い事業です。建設を進めるに当たっては、準備の段階から、市民の声に耳を傾け、市民の意見を反映出来るよう取り組んでください。

4. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に発揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

5. 読書バリアフリー計画を策定し、図書館利用困難者へのサービスを拡大実施してください。

読書バリアフリー法の制定を受け、2020年に国が、2021年には大阪府が読書バリアフリー計画を策定しました。地方公共団体においても計画策定が努力義務とされています。府内では2023年に吹田市が策定しています。

視覚障害者だけでなく、在住外国人、病院や施設入所者等、文字活字情報にアクセス困難な図書館未利用者は少なくありません。文字活字情報を全ての人に届けるための読書バリアフリー計画を策定し、図書館利用困難な人々に対する図書館サービスを拡大実施してください。

受理年月日 令和6年8月1日

図書館行政について

陳 情 者 堺市堺区
出 来 秀 人

「堺区図書館」につき

陳情の内容

老朽化が著しい中央図書館の新整備につき、ようやく議論が進みつつあるようで、ひとまずは安堵しております。これで永らく続いてきた中央図書館整備に関する論議にも、ようやく終止符が打たれることになるのでしょうか。

しかしながら、堺区図書館を新設して現中央図書館と分離する案については、その理由、必要性、意義と意味について私個人としては、唐突の観が否めず、いまいち得心がいておりません。開館以来、半世紀にわたって現中央図書館（旧堺市図書館）は地元の地域図書館としても機能してきました。

どうして今頃になって、中央図書館と堺区図書館を分離する話が出てくるのでしょうか。

そもそも分離するならば、堺市が政令市に移行したときに分離しておけばよかったのではないのでしょうか。前竹山市長在職中にも、いくらでも機会はあったのではありませんか。

今回の中央図書館と堺区図書館の分離案について、私をはじめとした一般堺区市民への説明と周知を要請いたします。

その上で堺区図書館設置推進についてはまずは基本計画とコンセプト、持たせる機能を明確にしたうえで、広く市民からの要望意見を集う必要があるかと存じます。今後の社会情勢の変化も慎重に精査、検討したうえで計画を練り上げ、堺区民の納得の上での計画推進を要望いたします。

すでに一定数の利用者がいる青少年センター図書室と堺東図書カウンターとの整合性もどう考えておられるのか、問われます。

今後、建て替えが予想される中央図書館のバックアップをさせるつもりならば、まずはより大型の書庫が要求されます。閲覧室や電子端末ブースも必要ですが、閲覧机等の什器類も年々大型化しています。また図書館は老若男女等、様々な属性を持った人物が来館し出入りします。特に子供達や若い女性が防犯上も安心して利用できる広いパーソナルスペースの確保も必須です。また区の基

幹図書館として配送車等が無理なく出入りできる駐車スペースも求められるでしょう。安全確保からのバリアフリー化も図らねばなりません。

その為には、それ相応のより広い敷地面積が確保されなければなりません。

本来ならば、上記諸項を検討、精査の上、必要とされる建屋容積、敷地面積を割り出し、その次に設置場所の選定を行い、幾年に渡る労力と協議を得たうえで計画決定がなされるものではないでしょうか。

議論を延々と期限なくされても困りますが、稚拙に走られても後々、後悔しないとも限りません。そもそも美原市の図書館として整備された美原区としては別として、堺市内の他の5区の区図書館はそれぞれ堺市が政令市に移行する前に、それぞれの区にふさわしい拠点区域図書館となるように十分に時間をかけて基本計画とコンセプト作りがなされてきたのではなかったのでしょうか。

その基本計画とコンセプトに沿う立地と敷地の選定・確保も、それ相応の時間をかけて行われるのが本来の進め方ではないのでしょうか。

今回の堺区図書館設置についての議会での話は、いささか性急の観があり、堺区民として戸惑いを覚えております。

堺区の図書館を造るのならば、少なくとも西区図書館、東区図書館並みの規模と容積、機能は持たせていただきたいと思います。

50年先、100年先にわたる堺区の文化教育レベル、市民の図書文化に係る重要な計画です。

将来にわたる堺市の公益の観点を十二分に踏まえて議論をすすめてください。

そもそも政令市の区は、普通市に匹敵します。政令市堺の本庁所在区、堺区です。

堺区の人口に見合った規模、機能にしていきたい。

でないと、他区の区図書館に見劣りするようであるならば、堺区民の私個人としては、承服しかねます。予算の制約もあるかとは思いますが、十二分に議論と検討を尽くし、堺区民だけでなく全堺市民が満足できる施設を造っていただけるように堺区民として強く要望いたします。

それとも堺区図書館には他の区図書館のような区の拠点図書館となるような機能付与は考えておられないのでしょうか。中途半端な図書館を造られても困りますし、また堺市の図書館行政のバランスが崩れないかとも危惧いたします。

堺区の都心エリアも今や狭隘です。堺区図書館の整備に必要とあれば、民有地の買収も計画に盛り込み、より広い敷地面積の確保を要請いたします。

狭隘な市街地に高層公共建築物を建てるとなれば、周囲の景観や日照権への配慮も怠りなく考え、行われるべきでしょう。

なによりも設置予定場所の周辺住民の意向と意見、要望を踏まえ、まずは設置予定場所の周辺住民の理解と合意を得ることが肝要かと存じます。

慎重に計画立案と周辺住民皆様方との話し合いをすすめていただくことを要望いたします。

その上で、現在の設置想定場所では設計に無理が生じたり協議不調等で、計画進行できなくなった場合に備え、柔軟に計画変更できる余地を残し、他の候補地の選定検討も同時に進行させてください。

個人的には大仙地区であれ、都心であれ、その他の地区であれ、新中央図書館建て替えもまだまだ時間がかかるし紆余曲折もあるかと思います。

堺ミュージアム構想も素案作りと調整もまだこれからです。不確定な要素があまりに多いかと存じます。

堺区図書館の分離案を提唱されている議員さま、既に方針決定されている諸会派議員さま方々には僭越のことかと存じますが、決して分離案に反対するものではありません。

これも一重に、これからの堺市・堺区の50年先、100年先の発展と存続を願う一心でのことです。平に御理解のほどをお願い申し上げます。

我が堺市の誇る選良たる議会の皆様方に於かれましては、今後とも市の担当職員方々と共に身命を賭して、説明責任と説得に尽力いただけますことを信じております。

<陳情事項>

1. 中央図書館と堺区図書館の分離案につき、その必要性と意義と意味、また分離案が出てきた経過背景につき、私をはじめとした一般堺区市民への十分な説明と周知をしてください。
2. 堺区図書館につき、まずは基本計画とコンセプトをできるだけ早い時期に明らかにし、広く一般市民、堺区民への公表と説明を願います。
3. 堺区図書館建設につき、必要とあれば民有地買収も計画に盛り込んでください。

受理年月日 令和6年8月5日

学校図書館について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 巽 照 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。ネットワーク化をはかり、図書館機能をより一層充実させることも願い、下記のことを要望します。

＜陳情事項＞

1. 学校図書館には、読書活動や探究学習、各科の授業や障害のある子どもへの援助など教育活動を支援する専門的な学校司書の配置が不可欠です。

学校司書の常勤した学校では、子どもが図書館でよく本を読むようになったこと、図書資料を使った自主的な調べ学習が進んでいること、授業に使う図書資料の準備が行われることで、子どもの学習活動が広がったなど、教師と学校司書の協力で、教育効果が生み出されています。

1校1人専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一人であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をできる体制づくりをおねがいます。

現状の学校司書と有償ボランティアの体制を専門性のある学校司書に置き換えてください。そして、当面、交付税措置のある1.3校に1人学校司書を小・中学校に配置してください。

2. 学校図書館図書整備等5か年計画に基づく地方財政措置（図書資料購入費、新聞購入費、学校司書配置費、図書資料更新費）の予算化を促進し、学校図書館の質的向上を図ってください

い。

小規模校においても、学ぶための基本的な資料が同様に必要です。現状は格差が大きすぎます。ぜひ小規模校の図書購入費を見直して下さい。

各学校図書館に必ず教科書を蔵書してください。

3. 学校司書は非正規雇用です。長らく劣悪な労働条件に放置された状況にあります。

学校司書の職務は、学校教育や子どもの将来とかかわるものであり、労働環境の抜本的な改革を早急にお願いします。

現在の勤務状況では有給休暇はとれません。

4. AI「チャットGPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進してください。

5. 小・中・高校の学校図書館に、読書バリアフリーの環境整備・充実してください。

特別支援学校の図書資料の充実を促進してください。

読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成をお願いします。

6. 学校図書館支援センターを設置してください。

いま、学校図書館は、これまでの読書中心の「図書室」から読書センター・学習センター・情報センターの三つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。市内小中学校で同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るべきです。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。

そのために、市内小中学校をオンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、態勢を整えてください。

それらを総括する学校図書館支援センターを教育委員会の中に設置してください。

受理年月日 令和6年8月1日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美

堺市立支援学校分校新設について

陳情の内容

平素は堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

昨年度、堺市立支援学校の保護者に「令和8年4月に宮園小学校に支援学校の分校を新設する、その校区は北区の5中学校区（五箇荘・金岡南・金岡北・大泉・八下）と美原区である」と発表されました。

そして、今年度に入り、5月17日には両校新旧PTA会長と関教育長との面談を設定していただき、私たち保護者の思いを直接お伝えさせていただきました。その際に「しっかり考えるのでお時間をください」とお言葉をいただきました。またそれ以降も、7月には教育監等、教育委員会事務局幹部の皆様ともお話をさせていただく機会を複数回持っていただきました。このような場を設けていただいたことは大変ありがたく、とても感謝しております。

しかし、何回も保護者説明会・懇談会を行なっていただき、説明を受けても、新設される支援学校分校がどんな学校になるのかがあまり見えてこず、皆様方に感謝している一方で、従来からの不安感・不信感を払拭することは全くできておりません。

5月30日の市議会本会議大綱質疑では、木畑議員からの「教育委員会は（宮園分校を）どのような学校にしようとしているのか、（宮園）自治会・保護者・関係者にしっかりと示してご理解いただく、この努力を続けていかなければならないと思う。」との言葉に対し、教育次長は「地元自治会・保護者・関係者等に説明や意見を聞く場を設ける必要があると考えています。今後も丁寧な説明を重ね、関係者の方々に寄り添った対応に務めてまいります。」とお答えになりました。

5月の関教育長との懇談以降、以前よりは「寄り添った対応」は少しは感じるものの、まだ一方的に決まったことを伝えられることも多く、不安や不満が募ります。特に宮園分校の施設設備については支援学校としての十分な機能が整っていないことから、必要な予算をつけ、障がいのある子

どもが安心安全に学校生活を送ることができるよう早急に対応をお願いいたします。

宮園分校の設置によって、支援学校の児童生徒・宮園小学校の児童はもちろん、教育をしてくださる先生方や地域の住民の方など、宮園分校に携わるすべての人が笑顔になる環境を作っていただけるよう、以下の5点を陳情いたします。

<陳情事項>

1. 百舌鳥支援と上神谷支援では、元々教育環境に大きな差があり、また令和8年開校する宮園分校は併設校であることから、堺市内に教育環境が大きく異なる3つの支援学校ができることになります。それにもかかわらず、校区は住む地域で分けられることはとても不平等であり、宮園分校は施設設備も支援学校というには不十分なことから、就学・進学時には子どもや保護者にその旨を十分に説明し、その子に合った学校（本校か分校）を選べるようにしてください。
2. 1でも述べたように、宮園分校の施設設備案は不十分であり、宮園分校を「百舌鳥支援の分校」とするのであれば、最低でも百舌鳥支援学校と「同学習・同内容」の取り組みができる施設設備を整えてください。また、支援学校の子どもたちの特性に配慮して、施設全体について、安心・安全な学校生活が送れる整備をお願いします。ついては多くの予算が必要になりますので、宮園分校開校に向けて、市当局だけでなく国にも予算要求し、支援学校としての十分な施設設備を必ず整えてください。
3. 宮園分校について
 - (1) 百舌鳥支援は生徒数増加のため、各学部の集会室（低学年、高学年、中学部の3学部の分）、美術室、スノーズレンの部屋、検査室が普通教室に転用されて、なくなっていますが、宮園分校にはそれらの教室は固定で設置してください。また、PTA会議室の設置もお願いします。
 - (2) 宮園小では現在北棟にエレベーターが設置されていますが、支援学校の子どもたちがエレベーターを使う時には北棟まで移動しなければなりません。支援学校側にもエレベーターの設置をお願いします。
 - (3) お風呂学習ができるように、お風呂を設置してください。バスで本校に移動しての学習は負担が重いです。
 - (4) 窓には柵を設置して、安全に開閉できるようにしてください。
 - (5) 階段での転落事故を防ぐための整備をお願いします。
 - (6) 西棟全てを支援学校分校に使わせてください。その上で、教室配置は既存の施設配置を優先するのではなく、支援学校の子どもたちが学校生活を送りやすい動線を考え、それを優先してください。

- ・現在の教室配置案では、病気や怪我、事故の際、保健室までの移動が遠すぎます。
- ・音楽室は既存の音楽室を使い、職員室は2教室が連なっている広めの場所で計画されていますが、そのことで動線が悪くなっています。保健室、音楽室、職員室の配置の再検討をお願いします。

(7) 支援学校に通う子どもたちにとって、トイレは自立に向けた大切な学習の場でもあり、百舌鳥支援学校と同じ設備のトイレを宮園分校の人数規模に応じた数と内容で設置してください。

4. 宮園分校に校長級の先生を配置してください。宮園分校には、副校長（教頭級）が配置されると聞きましたが、百舌鳥支援学校分校となる場合、校長先生は本校・旭分校（肢体不自由）と宮園分校の3校の責任を負うことになります。私たち保護者も日々校長先生のご苦勞を目にしています。3校を掛け持ちするとなると、校長先生との連携がさらにとりにくくなります。学校教育活動だけでなく、PTA活動を推進していく上でも大きな支障となります。また、何かあった際にすぐに関わっていただくこともできず、保護者としてもとても不安に感じています。「准校長」の配置をお願いします。
5. 宮園分校の教育方針のビジョンを明確に示してください。全国的にも支援学校と小中学校の併設校が出てきています。今回堺市で初の併設校を設置することになりますが、教育的なビジョンが全く見えてきません。併設校にするメリットを生かした取組み等、堺市としての宮園分校に対するビジョンを示してください。

受理年月日 令和6年8月5日

放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区

安井小学校 PTA

会長 花 田 真 美

保護者一同

安井小学校の放課後の施設開放について

陳情の内容

安井校区には子ども達がボール遊びができる公園がない為、放課後は安井小学校の校庭を開放して遊ばせてもらっていました。

何十年と続いていた校庭開放が2021年、校長によりなくなり、困っています。

突然、遊び場を失い、校長に校庭開放をなくす理由を聞くと怪我人が出た、との説明だったが、後日、怪我人はなかった、との事。

なくした理由がはっきりしないまま、保護者が見守るなら校庭を貸す、責任は全て保護者、学校はノータッチという今のままでは、保護者の負担が大きすぎます。

今まで通り、放課後、校庭で遊ばせてほしいです。

受理年月日 令和6年7月24日

令和6年 第3回市議会(定例会)陳情書綴

令和6年8月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-24-0043

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。